子号

養浩堂主人

明治廿八年萬福

乙未日記

一月下

早稲田大学図書館
文書27
A88

一月元日ヨリ　四日迄
三月廿日ヨリ
四月二日まて
六月十九日ヨリ
七月十二日迄
十一月一日ヨリ
十二月廿日迄

# 明治廿八年乙未日記

一月元日　栗香山人五十八歳

天皇ニ廣島大本營ニ駐輦ニ為本年ハ新年式も執行ふ被為在御華やかめし昔歳以來例年之通門ニ松飾を為し國旗を建て新年之瑞氣を祝せし而も此次の年ハ我兵大ニ清國を懲ら八年之期を迎へて暁ち寒艱難之地を經過る勝利いたし候然家族團欒安住し目出迎春し屠蘇を酌み子献酬之了中なれは妻と共に瑞和之中にて在りし　嘉例之雑煮餅薯圃之

茶菓吃しつゝ中牟田長政之末より洋館蓬莱大人

と同伴にて一酌し晩餐に鷹之吸物を

出す由甘芽出發読しおり午後新宿を経し青山

御所皇太后宮花之御殿皇太后宮御苑白玉拾

蒸菓頂戴いたし夫より南方へ参り猶又高輪

伊藤従道と会し松方并黒田之別より黒田也し

之年合ら諸君之話有之夫人今夜小宴

皆出て松を植む之祝横本子爵

有栖川国従大臣之事一同対松思ひく之著

話を始め何を供し聖に殆ど之大笑を

敵地より出し只難堂するのち共に楽しく

勧誘せし夫人今嬢に演琴等させて拝聴之妻

し拝十時頃帰宅此節膳車新月あり

今日嘉彰例年之三十一也

二日　晴

昨夜之約に本郷之新宅に集会之上蒲倉を訪ひ

知りて此出張する議論一定に及び帰路夫より本所

観徳寺へ廻り天下地図を買ひ黄昏帰宅

読書舟之勤學いたせり

三日　晴

午時寓居を辞し友人宅へ新年宴之催し故友に

會す今年之初当所之年賀夫より長谷川へ参りて志

昨年来之苦辛事に夫より勝安芳之別荘へ至り報告風雅之趣

杉孫三郎ヲ以テ副山尾川村等ニ送レシ物宅

想謡勅ニ宴ヲ開ク当所ニ吐ク才翁長谷皇田并ニ

ヲ下シ井市内ノ島入我弟ノ古稀ニ上ル名シ作詩

謹直飲大八座歌ヲ唱フ一座歎呼ス土佐須麗

此ノ目見ル根之助氣敷ノ子弟 踊師三麻謙蔵ヲ唱ヘ

故ニ有ル青山ニ埋葬 大八座葬也

四日

来客アリ 伯爵黒田清隆君ノ来

根ニ於テ桜ノ本鹿児島同郡長崎以堂蒋蟹光一条

一平前ノ細見関ノ元気等ヲ物投ス来

五日

---

廣島ニ大本営駐輦ニ為ル年ノ新年

宴会挙行セサリキ ○長政共圖ノ返却

六日

西園寺文部大臣ニ新詩集一部 鴨長明記ト

贈リ近隣ノ好ヲ通ス

鹿児島ヨリ伯爵伊地知正治ノ年賀状ヲ贈来

七日

西園寺公望ヨリ書状来

清國媾和使張蔭桓ニ山海関ヲ発セリ

當町ヨリ謡勅ヲ行ク ○大八黒田ノ行キ来

八日

山尾子爵ヲ官舎ニ訪ヒ年始ヲ兼ネ午前ヨリ出ツ　花ノ師匠ニ習フ。

目黒ノ忠利刀ヲ研ニ出ス

今日ヨリ議會始マル

大八郎和鈎掘ニ集リ鮒ヲ釣リ深川六花ニ集ル

話シ来ルト言フ

九日雨

深津某大蔵大臣ノ使トシテ来ル　大八ノ用ニ候テ

三浦安大八ヲ見舞ニ来ル。（鍋島公ヲ見舞井上馨ヲ見舞）

十日

古荘久米沢首國持チ高崎正風ヲ弔問ス

青山墓参　渡辺國武ヲ訪

岩倉公墓参年賀

陸奥外相病気出発ニ付宿宅ヲ見立ニ参

牧野伸顕ヲ訪フ不逢帰

松黒田伯ヲ訪ヒ對飲

文部省普通學課　上野某ト共ニ来ル　大八ノ

漢學課ノ件ニ付阪谷芳郎来ル　一件来

話後夕方帰

原三左衛門ハ死去之報アリ

十二日

伊藤首相陸奥外相媾和使來朝ニ付テ

兩公從軍廣島ニ出張ス昨日上京ス黒田

榎本西園寺九鬼等來送ス森泰次郎ノ新詰

史一部ヲ陸奥外相ニ贈ル頗ル多能

伊藤黒田諸将ニ談於テ後果両ノ事ヲ付テ松方

身上ニ云々仍テ榎本子ト黒田ニ到リ福娘之美挙

ヲ欲ス夫ヨリ松村少将ヲ訪ヒ之我艦隊

威海衛攻撃ニ就テ榎本之意見ヲ支那ニ

艦隊ハ依然黄海ニ於ケル如キ勝敗ヲ決セントセハ下營

トシテ木偶人ニアラサラシメテ彼数艘之甲鉄

ヲ所持スルモ唯威海衛ニ坐視自衛シテ敵ヲシテ

家ヲ守中ニ必ス後セス必ス敵之上陸點ヲ

数艘ヲ分排シ防戦スヘシ然ラハ勝敗之餘

艦ヲ海ヨリ無キモノニアラス過ルモセ大山大

將伊東中將海陸共ニ注意熟練スヘキ

所アリト其榎本精神ヨリ建策セシ黒田

已ニ箱館之役ニ官軍軍艦帰ル與公之

回天丸ニ衝入セント只一刻ヲ遅延セシ回天

艦宮古港に碇し我軍艦を衝撃せし位地に立つ
賊の回天丸は米國の旗を立て入港せしめて
忽ち米艦の旗を撤せし時我軍に開砲
之命を下し呼吸一息之間に攻戦せしぶ回天
退去せり然して雲霧晴れ終に官軍艦を
撃沈との図 此画清國威海衛に於て撃破
之所為し提督將軍せしめ丁汝昌之地位に至る
しめず努め自殺を待つ如き拙策は不取
杉村より寫眞伊東之内告せしを墨田川ゆかる
晩天まで酒を酌み談す

吉井幸蔵伯旅順口武蔵艦より上京相見帰来
十二日曇　夜月出
晩方新川小西新造を訪ね福娘一ノ料を持ち
此漉黒田根本之来會す用少ありて
まり金川ゟ行き海水温浴場へ二葉町
まて牛肉二斤を求む青柳にて菓子を買ふ
十三日
午前新川より福娘亭ノ料理見舞代價
拾圓四十五錢　当所より半料取計らし而
ゟ来り

有栖川親王午後
二時舞子ニ而別荘
ニ薨去

子供来可ニ而ハ当所ニハかるた遊ニ参
十四日 三字十二字
幸一郎 信光ちから謝ニ来
長政兄来訪一酌ス 共ニ千歳と云家ニ候
圓ゟ来對酌
十五日 午刻 三十六度
大八両國ニ而寿司屋ニ力見ニ行く
田中帰宅ニ而猿川頃ゟ来訪
堀留町地所百二十七 久米ゟ抵当ス
草刈ゟ引き椅桧き被年末ニ来

長政ニ福娘ニ帰ル 播磨地を買（四十坪）
戊辰九月二十四日ニ而下ニ調査ス
十六日 宅
子供等四家浅草花屋敷ニ参
黒田ゟ使来り晩方ゟ集会延変
有栖川親王大総督昨日午後二時攝州舞子
ニ而別荘ニ而薨去 ニ而游泳実ハ黒田伯去月十二頃
虚ニ而大本営ニ而度ニ而ノ ニ而風気成候由
ニ而家存知盛ニ衛攻逆ニ而本ニ成候ニ而ハ
意見ニ而ハ益々二而ノ由也 沙甲ニ相違ナシ 十分

ニ而[illegible]上申 先頃より此年十二月二十六日頃
より勝手方へ[illegible] 三國通[illegible] 月之十五日出
陸[illegible] 昨夜午後二時[illegible]
飛電[illegible] 大木[illegible] 海電来り [illegible]
[illegible]し

十七日 曇 晩来雨

島田[illegible]来り [illegible] 一封
さし出 昨日午後[illegible]
辭之段 ○ [illegible]所より [illegible] 酒價 [illegible]
榎本大[illegible] [illegible]

大八郎入 榎本より[illegible] 返答[illegible] 十九日[illegible]
[illegible] 松平太郎 [illegible]人 対[illegible]
[illegible] 十九日 [illegible]
[illegible]二[illegible]七文[illegible]不[illegible]二千
二日[illegible]
[illegible] 一月十七日 [illegible]物
[illegible]

十八日 雪

昨夜より雪[illegible] 榎本より廿六日 [illegible]
[illegible]

初雪降ル少シク傍将ニ見舞状ヲ出ス
午前九時地震　黒田ヨリ来翰
謹啓陳ハ別紙之通電報到着仕候
右之段内報申上度早々如此ニ候也
十八
黒田清隆
宮島老兄台侍史
電報写
遞信大臣殿
熾仁親王殿下ニハ廿日臨時滊車ニテ午前
四時卅分舞子御発廿一日午前一時着
有栖川宮別當

---

新橋ニ出迎延アリ宮大臣当出ニ迎ヘ
午後大八黒田氏ヘ参リ廿二日ヨリ中ヲ去ク
○和歌山ヨリ織與之野ヨリ郷ヨリ蜜柑一箱ヲ送来
午下過例奨止ニテ中止ナリ
島田重礼君ノ弟子　文部省帝国大学
文科中ニ支那語学ニ一科相設候
成ヘ哉大八ハ右ノ撰ニ依テ講師嘱託ノ旨
引受あり　毎月七八回ヅツ
大八酒井ニ同道ス　島田長谷大八邸前
出師表漢音ニテ朗読以テ九州決議

黒田大臣ハ議會出院ハ早引帰宅ス又不到會食
抔ノ事ナシ　○夜十時四十八分廿四秒地震急劇
戸外雪白不可出椽前ニ轉倒ス而内強揮
室内無恙ト雖モ中　昨年六月廿日ノ比收ニ劇
震ナルベシ
十九日晴　雪後寒收暖氣動ク

---

# 二十八年日記拾遺

己亥三月二十九日習泉館ニ書写

一月十二日

伊藤総理陸奥外務廣島出発ニ付早朝品川停車場ニ至リ見送黒田遞相榎本農相同断見送陸奥ニハ途中ノ慰ニ新詩集一部ヲ贈

以金途榎本子ト日故黒田宅ニ集會午飯福娘ニ美酒ヲ勧ム海軍少将杉村男爵モ来ル

此時措本威海衛攻撃ノ軍略ヲ談ス我海軍威海衛ノ空ハ陸軍上陸ノ際ニ丁汝昌ハ常ニ防禦ヲ勤ムベシ北洋艦隊被擒ヲ憚ト行堅艦定遠鎮遠アリ何ニ此時我軍艦ヲ奇策

ヲ取ラ偽リ窮鼠嚙猫ノ危害ヲ避ケ攻撃スルヲ務

ナリ丁汝昌某際防衛ノ策（ヲ不出ハ）活人ハ識ス

木偶人（タリシモ）

榎本海相ハ（サルモノ）為ニ函館ニテ之ヲ罷メシ事ヲ黒田ハ言

軍トシテ軍艦ヲ以テ攻掛ケシニ榎本ハ之ヲ識モ知テ回天

丸ヲ以テ南部ノ宮古港ニ進撃セシ事アリ

黒田ハ威海衛攻撃ハ榎本ニ意見ヲ招待命シテ

大本営ニ密報セシムヲ命ス

十六日

黒田榎本ヲ自宅ニ會セ令シ新川小雪福娘ヲ

買ニ行ク

---

十三日

新川ニ福娘一梅運来

以　下
17丁
白　紙

三月十日　二十八年

黒田伯邸ニテ會議

三月十一日

榎本黒田邸ニ到ル

伊藤ヨリ信ニ李鴻章媾和使トシテ来朝ノ旨ヲ云ヘリ

十二日

午後黒田ニ到テ逓信次官鈴木大亮管船局長佐藤秀顕入来（此ニ於テ黒田ハ逓信大臣ヲ罷メテ後任ニ大蔵大臣タル松方ヲ移シ渡辺ヲ逓信大臣ニ為スノ説アリ）満朝松方伯相熟議シ馬関媾和使ニ二人ニカリ交渉意有之ニ付仍テ勅命ニ応シ松方ヲ大蔵大臣ニ授ケ戦後ノ経済ヲ以テ担任トス

將ニ黒田ニ逓信ヲ渡邊大蔵ニ移シ黒田ヲ枢密院議長トシ松方ニ位地ヲ為ス

三月十三日

十四日

黒田伯広島ヨリ来用已ミ為ニ午前十一時発足

李鴻章卅日媾和ノ全権ヲ帯ヒ天津ヲ発シ馬関ニ向フ

十五日

陸奥辨理大臣モ亦広島ヨリ馬関ニ向フ是レ講和ノ場所調理ノ為ナリ

十六日

十七日

広島大本営ニ於テ黒田任枢密院議長松方任大蔵大臣渡邊國武任逓信大臣

李鴻章馬関ニ着ス

十八日

伊藤全権辨理大臣広島ヨリ馬関ニ発ス

此時大本営ニテ西郷海相共黒田ニ勧メテ馬関ノ媾和景況ヲ目撃セシム黒田ハ已ニ全権ナシ我亦何用ゾ西ニ向テ来ルト不諾ニシテ直ニ東帰ス

十九日

黒田伯帰京晩天黒田ヲ訪フ大鳥氏亦来ル大久保如内

務卿ニ七年臺灣ノ役ニ清國ニ使命ヲ奉シ行シ節黒岡艦長ハ雲武丸ヲ以テ北京大久保ノ書類携帯アリ大久保ノ應辨ニヨリ清國ニテ日本征臺ノ役ヲ認メテ義擧ト爲セシ以上ハ償金五十萬テールハ清廷ヨリ返却シ而日本ノ義心ヲ表彰セラレタル大[illegible]今ノ馬関媾和ニハ參考ニ供ス可キ第一ノ標準ナルヘシ伊藤陸奥兩全權ニ贈リ[illegible]ヲ採用セヨト黒田ニ代テ之カ状ヲ認メ大久保ノ舊稿ヲ副シ馬関ニ郵送セリ

二十日

二十一日

二十二日

二十三日

二十四日

午後黒田ヲ訪ヒ[illegible]驥来訪アリ酒席闌ナル際野村内務大臣ヨリ急報馬関ニ於テ李鴻章兇賊ニ拳銃ニテ左面部ヲ銃丸[illegible]眉ニ當リ佐藤軍醫總監手術ヲ施サントストナリ大變何處ノ兇豎哉媾和使ヲ狙害セシハ黒田ヨリ急速警視總監園田安賢ヲ招キ馬関ニ發遣ス發遣ノ後忽チ聞ク大[illegible]一[illegible]李鴻章ハ男ナル哉包帯ヲ掛ケテ出座和局ヲ續ケラレ度ト我帝ニモ李鴻章ニ禍[illegible]嫁シ白七億萬元

償金ヲ減シテ可ナリ
以速済了騒ノ歎息シテ黒田伯ハ一世ノ大人ナリキ
二十五日
午後黒田ヲ訪フ馬関ニ先発ニテ与国戦闘地一時休
兵ノ内ニテ談判ヲ継続セントノ意見ヲ持セシモ妻君
御屋主人ハ帰ラス不在宅中廣島ヨリ此日午後訪ヌル為
小川ト追跡セシモ不届之仍テ帰途ニ観経済
官房ニ到リ園田ヲ訪晩餐シテ話ス
二十六日
二十七日廣島大本営ニテ馬関御会議黒田伯来
自東京伊藤全権来日談馬関黒田此際法ニ出償
金ニテ償當田ヲ減スヘシト伊藤総理ノ意ニ黒田ハ
高義ヲ感シ敬服セリ松方蔵相ハ中ニ不承諾ナリシモ
黒田ハ満足ナリ礼ヲ致サントセシ
二十八日
二十九日
昨夕廣島ヨリ発電 天機ヲ伺
馬関ノ兇変恐懼ニ不堪謹テ
天機ヲ伺候ス
明治廿八年三月廿八日 従五位宮島誠一郎
宮内大臣子爵土方久元殿
三十日馬関媾和副使李経方ヨリ見舞ノ書翰届ク

廣島大本營ニ於テ休戦三週間發令四月二十日ヲ限

リドス

四月一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日

八日雨

野保科 豊前米澤ヨリ来ル 大八區役所行く

九日晴

前司法大臣官舎芳川ヲ訪面會六年次江藤

新平之司法大臣時之事ヲ問答ス

墨堤桜花開放 新来之事共ヲ向嶋まて策試

十日風

大八區役所へ行き米澤行ヲ決し 出願 出發

米澤ゟ電報往復 宮様も出来

李鴻章平癒 談判再ヒ始ル

十一日晴

午後庭池之水ヲ汲換 大八安着之電報来

十二日

木下川ノ梅ヲ 又観向島花 赤川ハ勝治栗原まて竹流来村

西之經年來ル 午餐

十三日曇

平洲佃井先生 紫紀 向島奥十ニ會飲

訪高島中将

李經方馬關ゟ返礼書状和銀馬題勲ゟ

十四日
陸軍省より来翰 大八（かたく派遣致し候） 白石港に於て
節送て

十五日 晴 晴
勝伯之訪来より同車芝増上寺に於て東久世伯枢密副議長
之母之葬儀に會す 勝伯と文昭院之廟を觀て
荘嚴流麗に驚く ○芹澤来

十六日 晩天曇
早朝野村 西園寺 渡邊 鈴木

十七日
馬関講和談判成 李鴻章去馬関

右電報達するや
帝曰和平を三唱す馬関に一行伊藤広島より一
斉黒田伯慌ゝ悦ゝ
昨廿七年六月以来之事件月を經て十ヶ月
にして此事繼續す
此間露國軍艦二三艘上海より長崎に向ての
景況ありし洪事あり恐る可慎

十八日
昨夜黒田より態々書翰にて黒田氏を訪す
子爵仁禮景範を訪 甚洩之原因を尋く
勝伯を訪

三月十二日

一 晩方黒田ニ訪

一 講和使ニ前約 朝鮮獨立 土地割譲 償金 三ヶ条の清廷承諾可し

一 李鴻章自分デ北京ヘ[illegible]（ヒドク）[illegible]（ダイ）土地[illegible]し周旋し 従テ先キの變ヲ善クしたら大局ノ為ダロウ

三月十四日

一 午前七時黒田伯廣島ヘ出發

一 松方モ明日須磨ヨリ廣島ニ向ヒ出發し

〃 十七日

一 皇后廣島ヘ行啓ニ付停車場ニ奉送

十九日
青山墓参ス

一黒田枢密院議長ニ任ス　渡辺大蔵大臣兼任　逓信大臣
松方の後任大蔵大臣

十九

一黒田上野帰宅　晩方一訪　大鳥圭介来訪　松村ニ申含
一七時大本営ニ於テ書面ヲ以テ情報　松方見舞差出ス
（ナリ御託シナリ）伊地知　陸奥　貝ヶ合様　申越ス
一李鴻章講和使二艘ニテ馬関ニ到着ス旨電報

廿四

一黒田ヲ訪　松方ヲ訪　昨日李鴻章狙撃ニ電報
急ニ島ト東ノ国ヨリ殺傷致来ル

二十五

一午後出勤　黒田ヲ訪　雑談　晩帰　伊藤陸奥ヨリ電報来ル

---

午後四時ニ参上　宣率ヨリ頒ケ出ル　出発
一四谷ニ国田野ヲ観ニ　在所十時帰宅

四月

一伊藤ヨリ来状一折　中ニ李鴻章ヨリ見舞状有之

十三日

一李経方馬関到着　李鴻章代理　書面遣

十七日

今日媾和談判相済調印
一李鴻章并李経方馬関ヲ発ス　伊藤陸奥ヨリ電報ニ見ル
只今帰宅ニ付　伊藤陸奥来訪
一伊藤陸奥両全権　馬関ヨリ帰京

一 二十一日 今日黒田内閣ノ饗アリ 千束村晴海ヨリ来ル黒田
閣ニ晩天聴ニ達シ 廣島ノ宅理全権 [illegible]
国議ニ出ヲ不換 外務 無條約ノ批准

二十三日 露佛獨三国公使 我外務省ニ到リ 遼東半島ヲ還附ヲ要求
きびしく忠告す

二十四日
就テ三国干渉ニ付 伊藤総理大臣 廣島ヨリ舞子ニ来リ 陸奥外務大臣
来リ 西郷山縣諸氏集会ヲナス

二十五日 三国干渉ニ付 松方大蔵 野村内務 西郷ヨリ舞子ニ会シ 野
村ハ山縣ト同行 舞子ニ行キタリ

一 二十二日 山縣陸軍大臣 旅順口ニ派出ニ付 宇品ヨリ
出帆

二十七日 天皇京都ニ行幸 廣島ヨリ大本営ヲ京都ニ
移サセラル 陛下ニ御附

二十八日 在京ノ閣員並ニ帰京中ノ議員ハ参
内例
全体拝謁

五月九日京都 加山、松方と行

松方曰山分市ヶ[illegible]カ死ス大陸サハレしハ出家ニ道を説

ましたりとも

此方馬関ガ攘夷をやり外国船路の甘くに戦ひり

如何なれど償金を[illegible]以屢までも[illegible]付ケ撃退

之土地を経て九州[illegible]まてハ[illegible]め[illegible]せし此方より

戦艦地[illegible]れ[illegible]お[illegible]を[illegible]ケこて[illegible]

お[illegible]抗せず留年[illegible]て[illegible]を[illegible]て[illegible]成衛

為しばかり今ハ伊[illegible]の[illegible]山[illegible]ハ[illegible]之絶[illegible]

之を朝[illegible]中にて之を[illegible]民ニ衛ヲ[illegible]で

[illegible]之を国[illegible]償金十億[illegible]良[illegible]

[illegible]他陸軍ニ[illegible]仏ニ勝て[illegible]間[illegible][illegible]

[illegible]伊知ニテ遣事ヲ我意ノ如ク事セ[illegible]
此ノ図[illegible]此ノ如キ事也一時マテ大和亭ニテ[illegible]
[illegible]本日両月[illegible]大井[illegible]成ス巳辞表[illegible]決心
セラレシ

明治二十九年以来経理[illegible]関[illegible]中
日清戦争ニ成リ又[illegible]
老人ノ躍起シ[illegible]
[illegible]
[illegible]

戊戌一月廿三日[illegible]

---

一夕黒田伯ニ訪

黒田曰ク馬関ニ最困難セシハ山縣大将ト談ス
曰ク我ヨリ十年ニ後無クハ今日清國ト戦争ヲ[illegible]
ヲ為[illegible]欲スル如シ
山縣曰ク然ラハ我十年ニ後レテ海軍[illegible]
ヲ創立セリ且今日ニ節制ヲ見ルニ至ル則チ十年
ニ後無クハ一国ヲ挙テ戦フモ恐ラクハ清ニモ勝
ツコト能ハサリシ

黒田曰ク[illegible]大困難ナルモ我輩[illegible]ヲ
[illegible]ノ余地アリ
[illegible]西郷南洲ト今日異ナリテ莫大ニ

大勲功あり西郷あり此戦闘に指揮を取らしむる可
謂

一日大山大将を訪

沙市口頃ゆくは此度伯爵井上公使ニ聯絡再航ハ
英露同盟しる為に斡旋すと

大山曰馬鹿な誰か日本と同盟する者有ん歟英国
より先見と言ふ

井上陳政来告

陸奥外相曰く清廷は平壌敗後は必ず和を請ふ
べし而シテ遂ニ請はず日本軍は此時姑く彼に猶
豫を与へたり

---

三月廿日 晴

去香月霊祭に我家祖先以来五代々霊を祭り
酒を饗応す

彼岸牡丹餅を供し○副島伯爵来
野村内務大臣子爵に新撰史一部を贈る表関まで自ら寄
中る○井上毅死去す大八洲主ちう宅に弔ふ
福原実湖月楼招飲あり重野安繹あり共深
者藩白子明神は藤原祖長井時廣之開基と云
新刀を奉納し縁起を取調主神子一文を乞ふ
昨夜を議院閉会となる
日本軍は澎湖島の要塞と漁翁島を取りしと広島電報

正午過ヨリ
再度ノ會見

此日我南征隊目的地ニ達ス風波ノ為メニ攻撃ヲ本日ニ延ス

（欽差全権大臣）李鴻章ハ今朝十時本船公義號ヨリ旅館引接寺ニ移ル頭等參贊官李經方頭等參贊官羅豐祿馬建忠伍廷芳翻訳官盧永銘羅庚齡等ハ外學生併テ二十五人其從者廿八人其他料理人理髪師二十余名引移レリ

二十二日晴　金

好晴ニ乗シ出遊梅子ヲ携ヘ金比羅温泉ヨリ於金鏝ト称ス山ヨリ出行ハ壇ノ浦所尾数々集古跡ハ此處見物セリ

午後ハ今年端艇ニテ前文部大臣井上毅ノ會葬ニ行ク年五十三歳ナリシ

---

谷笑ニ雪條ヲ除ク李經方所贈

上野山茶店ニ小休後岸梅ヲ見テ蕭尚堂ニ来リ月岑ト夜ヨリ秘経ヲ晩上ニ出ヲ陽ヲ見テ來満一瓶ヲ浪ヒ胸奈ヲ一洗ス擬材翁院ニ木長谷ノ家跡ヲ訪ヒ歩ヲ返ル

帰宅招飲

馬関ノ今日ノ會見談判無シ

二十三日晴

黒田ヨリ今日来ヤ横濱ヨリ待チ使来ル仍テ之ニ到ル來客ヲ促サシ与ニ中止ス

午後ハ園庭ニ始テ小笹帯ヲ掃ス文（ハ今年十月末ヨリ梅花開キシヲさくる雪暉リ今漸ク花ヲ後）ニ流ヨリ此流ニ進ムヲ島田等ニ来大八洲ノ描

我南征軍
廿日未明より
澎湖島を攻撃
し多少の抵抗
を受て上陸し
其翌拱北砲臺
を占領次で媽宮
を上陸せしめ全
難なく領し
尋
漁翁島の占領
に着手しけり

陶石摺類、漢碑唐碑 王羲之、賀数顔真
卿ニ至ル迄之を求む
来り陶器料理ニ託し花月ニ招く
黒田伯ハ鹿児島ニ於テ館ノ所ニ於テ清国を迎へ
にて今日御辞於千吃陶級
今日漢判明

---

廿四日
精木倉須の集会藤家を取くりし新に比べ
にて本を修理す掛
園庭の掃除
脱木より黒田を待ち伊集院渡辺迄遣ひ田中

酒半ニ廣島ゟ電報来ル 李鴻章午后四時ニ旅館より
引接所春帆楼ゟ帰館ノ途中四十分頃りと告行轎
中ニ兇漢の為ニ狙撃し面部を傷
けたり一発ヲ得ル豊田電信局長より報す
来り直ニ廣島ゟ電信を以テ負傷如何を問ふ 文部
視ヲ經電話ヲ以テ兇漢之何物たるを問
伯ニ告く 又九州ニ遊ひし大隈を狙撃せし霊魂
ゟ之歓居ます 又当廣島ハ大卯流軍
中ヲ經廣島ヲ遊其馬関ニ赴き談判
闇ヲ廣島軍人来爆を遣ひ詳せる後
第一廣島ニ於テ大轟ヲ戒厳令

となり警衛も行届くべし馬関ハ保安條例のみなり
且曰く先年張蔭桓之來る時ハ之を大木警し
所在地の巡査ハ警視總監之を警戒せしめ
その場や長崎ニも總監をしたる護送せしむ由なし
今程ニ至ても一人も捕ニ來るニ及んでハ亦非常の警戒を
當途慎重の執行あらんことを思ふに一種隔
ニ馬関の巡査所を設け警察ハ一地方の官吏
警察の取締ハ内務縣警視第一部
長を連れて自から之興して警戒ニ必要し
如何ニ其廟議をなしても一大危險を
兩國成敗之関係ニ大事國光ニ関し最も係るに
るハ大事の上の大事なれハ危ニ危を重ねて東京より
警視總監の自ら精選警部巡査を伴ひて馬関
ニ至り厳重ニ取締め地方警察を指揮せしめ以て不
虞の災難も之あるまじ然るニ新聞ニ報する所ニ依れハ
李鴻章之來船するに及んで此上警察ハ新聞社
員を特別の手續ニ依りて探觀を許し又ハ其
引接する旅館前ニ見物人常ニ山を成せしむと其
敵國使臣を接遇するの禮儀ニ於て如何の
ものならハ又一昨日ハ我兩全權ハ談判休
會の暇ニ乘し當縣知事と同船ニ長府ニ出
遊し山水清遊ニ塵襟を滌ひ圍碁之樂を

日に消し暢発寛懐並実に身に信を免へざる也
の如しと雖も其時を讀んで竊に以為らく敵
國大使臣滯留の要地を放擲したる地方警察の
一任し得る長府に遊ぶが如き事無けれども止む第一
不慮不測の變起らば伊藤陸奥兩參議不在
當縣知事不在好し右は風流樂事中を
を顧みるべしと思ひしに果せる哉奇變を
生ぜり幸に首相不在の時にあらざりしも皇靈
擁護する所に頼り御運に兇漢を伏せしが
實に危險の際に於て誰かあらし大津事變の沖にて
事に進退を思ひ皇太子殿の御面前なり馬關にて
遂に彼を負傷せしめたり兩國交戰中に來る敵國使臣の來宿
中なり實に　聖上にては懊惱軫襟遊ばさるゝ程なりしか
遣しみ黒田又張出権に御警視總監を傳
し洪範の第一新に長官を以て地方警察を擔任
せしは一言なりし
其内野村内務大臣より報じて曰く銃丸は左眼下
鼻傍に深入したる摘出し難けれども七日間は絶
對安靜を要すも生命に危險なし又馬關に出來せし兇漢は群馬
縣小山鐘之助と申す者なりと
嗚呼卑賤の者にて連戰連捷の皇威も名譽も
一變して宇内の公評頓に消却したる如く見えたり

野蠻ノ一強島ト謂ツヘシ可悲ノ至リナリ李鴻
章ノ名ハ益々宇内ニ稱揚スベシ唯現場
交戰ノ軍隊ノ運動ヲ
大元帥陛下ノ御手ヨリ指揮ヲ離レテ輦
轂ノ下ニ於ケル講和ノ大使ヲ傷害シ生命危
覚束ノ際ニ當リ一方ハ益軍隊ヲ進メ山海關
又タ臺灣ヲ蕩掃シ德義上列國ノ公議ヲ冒ス
アラシバ恐ラク此ヨリ英米諸國關渉起ルベキ節ノ
愚策ハ行ニ右ノ敵國ヲ攻メ來ラサル限リハ我軍
進撃ヲ見合セヘキ也ト思ハサル歟但シ李鴻章
ノ手機ニ落シ機關運動ノ具トナリシ時ハ井
上ニ比シ西海艦隊長トシテ書ヲ鴻章ニ談判中ニ澎
湖島ヲ占領シ臺灣ヲ要償セシ策ナリシ事ハ
望ム最初朝鮮ノ獨立ヲ認定シタル義擧ヲ始
メタル日ハ此仁義ノ名ヲ始終貫徹アル人事ナリ
ナリ我　皇帝ハ和寇ノ親方ト稱名セラルヽ
ヲ同ジク暗殺セラレ露太子ノ時ト異ナリ彼時露ハ
縦令大國ナリトモ一時遊覧ニ來リ十分時ノ行旅上ノ
出來事ナリ今回李氏ノ渡ハ連戰連敗ノ後
我國ニ向テ來テ講和使トシテ來リシハ降伏ト同然ナルヲ
此光景ヲ來セシハ實ニ鄙陋ノ至ナリ
黒田氏激シテ曰李鴻章モ豪傑ナラバ面部

繃帯を掛け談判結了すべし我ハ亦一億円ハ減し
てヤレバヨイと懇嘱せ
帰宅せしに醫師の來り診察初めて歩行を許す
大人にも之を贈す事ありたり
に晩方巌谷一六か知大八の醫官茶來む大八病院
看護婦等より西洋葡萄酒一瓶菓子一箱外に
自書之白扇一柄持參

廿五日晴
植木屋二人來り藤架を設立す

## 李鴻章遭難

馬關第三回之會見廿四日午後三時李鴻章は轎
に乘り李經方は腕車に乘り談判所に赴き我全
權と會見を遂げ午後四時四分談判を終り李鴻
章は例の如く轎に乘り隨員と共に旅館引接寺に歸らんと
する途中外濱町安藤所の前を廻りて引接寺に入らんとする
角に待掛けし兇漢小山六之助なるもの拳銃（ピストル）
之れより李を目掛け一發放ちけるに不幸にも李の面部
に當り鼻之横なる頬を貫きたり李の身體には別に害なから
す官内擁護して捕縛せり兇漢ハ群馬縣
之者にて年齢二十七歳なり（馬關廿四日午後六時發　時事新報）
但擊洋報（馬關二十四日午後七時九分時事特派）
李鴻章ハ談判所を出て阿彌陀寺町通りより西へ四町程

行き右に旅館に曲かる四間程の所に至りし時路の右側草鞋屋の軒下より一發を銃射せしに的は李鴻章の頰の邊に中り血迸り出づ李は之を手にて抑へつゝ仰向きなから甚だ急き一丁許ある旅館に擔き入る兇行者は瘦形の小男にて服裝は淺黄の筒袖を着し帽も頭には何も冠らず足袋跣足にて羽織をも着せず一見人夫と見ゆる風體なりして八寸位の銃（ピタル ピストル）を袖の内に藏くし居りて李鴻章の轎其前に通行せし時一間餘の距離より狙擊すと雖へ彈丸は鼻の横へ向ふの頰を傷けたり併し性命に關係なかるべし實地目擊者の云へり兇漢は左右にありし巡査吏員附憲兵屯所の人々にて捕縛せしと只今寫眞中なり

李鴻章の傷は左の眼の下にて彈丸は未だ摘取りを得ず（以上四時）

李は負傷後も泰然として氣力慥かなり診察せし者は當地要塞の軍醫等（廿四日午後四時發）

李鴻章の容體は昨夜來の傷痕にて熟睡も出來ず稍苦惱しつゝありしが今朝に至り漸く安眠に就きたり氣力は衰へ無く慥かなり（廿五日午前發）

李伯創部は骨碎けしかあり傷口より水を入れて洗滌したれは水は直ちに口中に漏れ出でたり傷は深サ四サンチ餘なりし由にて未だ彈丸を取出す能はず脈搏八十六生命には危險なしとの說あり

兇行者は東京よりピストルを買ひ廣島より汽車にて來り

より陪行にて昨夜は当地に罷集なる小月より先行

の[illegible]来着せり兇器は至極良きピストルにて長サ

凡ハ五寸精巧なる相当の品なり

伊藤陸奥両大臣ハ李伯の負傷後聞もなく打ち連れ

其旅館に到り李経方に面会し懇ろに見舞ひて引き返

したり　　　月報

昨夕兇漢李伯を狙撃したりとの電報達するや広島

文武官の驚き一方ならず早速両陛下の叡聞に達せし所

畏くも両陛下にも事敵国の使臣に関するを以て痛く大

御心を悩ませられ且李伯の為に深く氣の毒に思召され

直に侍従武官中村大佐を両陛下の勅使として即時出発

---

らる李伯を慰問せしめ給ふ

以上午前之號外抄録

藤棚架設の為め楓桜二本を移植す

午後二時前黒田伯到着議長ハ四時三十分

に汽車にて品川より[illegible]出発[illegible]

[illegible]本所に[illegible]

[illegible]

又て一人乗の車にて[illegible]

[illegible]已にて出発[illegible]

[illegible]馬車にて[illegible]

園田警視総監を訪ひ[illegible]

洪[illegible]ハ宇ニ乗シ翌ニて東京より桂田選挙監査五千名ニ達し辞
シて出張の段安山口縣知事取締を命し更ニ出張して
及ひ知事より内務大臣ニ経由せしめ小倉郡長
[illegible]兵[illegible]就し去る[illegible]月出張し[illegible]呪[illegible]
出来たり責任の程も中白ノ書ニ於て辞職せし
ナし此組し先鋒として此[illegible]軍捷ニ[illegible]
風。議ありし消亡せりと云ふ
國内部の騒擾を起し俄ニ衆議院解散後より[illegible]
[illegible]其後ニ新[illegible]議し解散し続々對外硬派衆議院議長
伊藤総理上京中此ニ於て黒田伯[illegible]か
[illegible]國関係も伊藤[illegible]

---

## 日々新聞號外　二十五日午前九時發兌

清使遭難の警報　馬關より特派員馬關にて
我が前報侍從武官を遣はされたる外中田秘書官を
差遣はされ　陛下には深く宸襟を悩まされたり
李鴻章昨日治療を受けし李経方等成るべく負傷を
療治を避け度しと望みしも拘らず李鴻章は探針
を入れし時は流石に苦痛自ら堪へ難く気力[illegible]
中を依頼す
陛下より李鴻章負傷につき特に派遣せられたる石黒
佐藤二軍醫總監は本日午前[illegible]馬關に到着し
直ちに李鴻章を診察せり　二十五日午前十時十五分馬關發電

伊藤総理大臣ニハ伊藤（東巳代治）書記官長ヲ随ヘ本日午後廣島ニ向ケ出発せられし

兇行者捕縛せられしかハ當都憲兵敷城警部及森山静儀判事及原田検事ハ現場ニ臨検し尚ほ當地警察所ニテ豫審判事検事立会ニテ取調中なり

兇行者ハ昨日午後三時過当地ニ来りし者ニて群馬縣邑楽郡大島村大字北大島四百二番地平民孝八郎長男なり明治十七年より十九年頃まで慶應義塾ニ在り其後再ヒ入塾せしも卒業ニ至らずして壮士の群ニ入りし其所持せし短銃ハ卅二番形ニて横濱ニて金丸商店ニて價五圓ニて買ひしよし

李鴻章ハ負傷せしも其決議ニ務めて一昨日議會の會期延長を望むより此地ニ在る代議士より伊藤総理大臣ニ申出たり依てハ其旨直ニ奏上に及ばれたりと聞く乃ち其帝國開會式は延期被仰出たり

知事山口縣原保太郎後藤警部長ハ清國使節滞在中警衛ニ十分注意を怠り遂ニ狂人ニ暴行ヲ逞ふせしめしハ其職責を盡さざる者なりとて深く恐懼し進退伺を其筋へ差出せし由

李鴻章ニ雇入医師（ハンドクトル）林聯輝（ドクトル）佛人某等随行し居れり

## 詔勅

朕惟フニ清國ハ我ト現ニ交戰中ニアリ然レトモ已ニ其使臣ヲ簡派シ禮ヲ具ヘ式ニ依リ以テ和ヲ議セシメ朕モ亦全權辨理大臣ヲ命シ之ト下ノ關ニ會同商議セシム朕ハ固ヨリ國際ノ成例ヲ踐ミ國家ノ名譽ヲ以テ適當ノ待遇ト警衛トヲ清國使臣ニ與ヘサルヘカラス乃チ特ニ有司ニ命シ怠弛スル所ナカラシム而シテ不幸危害ヲ使臣ニ加フルノ兇徒ヲ出ス朕深ク之ヲ憾トス其犯人ノ如キハ有司固ヨリ法ヲ案シ處罰シ假借スル所ナカルヘシ百僚臣庶モ亦更ニ善ク朕カ意ヲ體シ嚴ニ不逞ヲ戒メ以テ國光ヲ損スル勿カランコトヲ努カヨ

御名御璽

明治廿八年三月二十五日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
陸軍大臣 伯爵山縣有朋
大藏大臣 伯爵松方正義
海軍大臣 伯爵西郷從道
農商務大臣 子爵榎本武揚
外務大臣 子爵陸奥宗光
遞信大臣 渡邊國武
司法大臣 芳川顯正
文部大臣 侯爵西園寺公望
内務大臣 子爵野村靖

二十六日　朝晴後曇

植木屋二人来リ藤架成就楓樹ヲ移シテ

皇后陛下ハ御手ツカラ剪裁シ玉ヒシ繃帯ヲ看護婦ニ李伯ニ付ケシメ玉ヒシトナリ　時事新報

李伯昨夜見舞ヲ受ケシ答礼トシテ其参午後陶大均ヲ陸奥外務大臣原書記官等ノ旅館ヲ訪ヘリ　以上ハ毎日新報

午後勝伯ヲ訪ヒ要シテ皇室ニ御上危害ヲ加ヘシ者ノ事ニ言及シ不朗儀モ論モ無ヘシ其上二朝モ三朝モ平和ヲ表ス勝伯ハ和議ヲ推立テ仕舞ニ結相ヒ立ツル書ヲ先ニ出セリ是又平和ノ野ニ野ニ昔戦ノ野ニ野ニ此代ガ軍國ニ遠ヶ有ル貫ニ至リ禮義ヲ以テ相稱ヒ近ク戊辰官軍ニ江戸ヲ攻メシ際モ西郷柳原ニ刃ヲ盡サズ其鋒モ乱ヲ起サズシテ万事平和ニ済セシ時代ニ古國ニ傳有テ國民ノ危害ヲ加ヘサラシメタルヲ以テ楽デ諷セリ平和ハ刷新セリト云ヘル變句ヲ一句認タリ

萼張て花さかしなん其を勝菊か

勝和議ニ係ル噂モ有ル也

午後ハ暇ニ吟シ四時頃迄話シ居

園庭ヲ掃除シ上祓端井ヲ洗潔シテ

植木屋晩景マテ働キ帰ル　藤棚モ成就シ年振

之郭波す。○大八学校へ行き字を教ふ
菊池溪琴之遠孫三五郎なる者溪琴之草稿を
持ちて来る。庚辰之年游びし翁の手に親しく接したる
物の存亡を問ひしに、生存する所少し不合西郷之
書画を出す。○大八の院長録を帰し依頼す

廿七日　日曇相風
大八丈郎之郷觀せし長永門飛卿とて人
之草澤存郭出卿しき廣島の江口出身の毛し
へんそつト一瓶携來り新稿を送りてす
此源借之命へ來る書幅の書事書遺韓之話
ある譯記應ありて書を送りて下野村借用相し藤紋

之進退何處を出して決めり實に洪叔之獨地
方取偉怠慢し学者之事に藥物を呑む
原部部男好教免教に就居候よし紙を贈
官に之を論ぜしは一定の館弁乗りし大臣なる
四月之半なり
於清當所の者尤難の部持参。○下條正雄より
昨年至雲林翁之江之島畫之幅を
取り寄せ此幅は両手にて無く年暖で千均垂すべし
玩賞を勝りたる書畫あり
晩酌獨坐不能禁酒興
二十八日　終日大風烈甚し

昨夜ハ御旅和風園庭樹鳴度霧罷渓ら
与福空勝計六千四百安眠為歳枕篇也七文
真雲鏡ヲ記出シ枝足去ル韓退之ヲ追高
東野序ヲ一読凡物不得其平則鳴ク
一節ニ着テさそはれきり天風来り長坐書斎
ヲ掃陳聯句如右獲者洪文ニ益吾文
ならん
大八君浩吟第二集ニシ詩ヲ拈事ト
今ハ早朝ヨリ平河学校卒業證書ヲ授与ニ付
出席去ル説阿所皆及第ノ阿所ハ学術優
等品行端正ノ褒状ヲ得
英太郎ハ中学校四年卒業学術優等
品行端正之褒状ヲ得候折リ季男郎改役九年
教育四巻ヲ読了シ今年卒業來年四郎ハ
地ヲ於テ可喜
午後ヨリ晴乃渡ルアリテ海面ハ塵垢ヲ飯
坂光町ハ車来テ世話役ヲ振舞ミ寄ル
又然ハ
大八町五十戸余焼失煙ヲ携ヘ物所蕃衍
時ニ晩上ニ至テモ猶余烈ノ風塵埃咫尺ヲ隔ツ有リ
厭悪スベシ
伺候　天機　午前十時物所電報ノ句

馬関（バクワン）ノ兇変（キヨウヘン）恐懼（キヨウク）ニ不堪（タヘス）

天機（テンキ）ヲ伺（シ）候（コウ）ス　二十七文字　電信料　三十五銭

明治二十八年三月廿八日　従五位宮島誠一郎

廣島大本営

宮内大臣子爵土方久元殿

右ハ即時麹町局ヨリ差出ス

終日烈風自南吹来リ過[illegible]七千四百戸ニ及ブ

扨十二時頃[illegible]風ニ而不眠ニ成候[illegible]

ニ而四時ヨリ麹町通四丁目[illegible]火事[illegible]

火焼最中ニ付早々起キ幸ニ南風風上ニ而[illegible]

元園町ハ[illegible]

[illegible]行ク自分モ火事場行ク[illegible]小学校ヨリ[illegible]

火勢漸ク風向ニ随テ[illegible]山王[illegible]迄

市内凡向ニ向ニ五十六戸焼失セリ

[illegible]ニ而夜中支度致シ[illegible]焼失セシ可

[illegible]一萬ニ焼失

到底夜中焼失スベシ[illegible]シテ力無シ

火事ニ付[illegible]風[illegible]歟

廿九日晴

昨夜火事[illegible]宅ニ[illegible]プ°カニ十[illegible]

風焼掃[illegible]

春川仕立屋より[illegible]新傳の衣物を[illegible]
[illegible]例の洋服[illegible]仕立し申して[illegible]
私物を二階より持ち出し[illegible]衣物はソツクリ
[illegible]出し酒肴見舞に来り[illegible]等
寺田来る
暮方[illegible]山口[illegible]来る。
午後傳蔵を伴ひ[illegible]文蒙齋
始末して新著を贈る 晩[illegible]

卅日

土蔵大掃除書物箱を整理す[illegible]
[illegible]梅林[illegible]人[illegible]研究せしむ

[illegible]風[illegible]
午後長崎[illegible]車にて上野山上に至り
[illegible]観覧す花[illegible]他ニ三ヶ所を見て[illegible]
從[illegible]人[illegible]長崎[illegible]
[illegible]九ヶ月[illegible]
おかど[illegible]代甘[illegible]
晩天陰雲疾雷電光雨一陣来
[illegible]洋[illegible]
[illegible]天八面[illegible]
舞[illegible]人[illegible]
如何[illegible]文章[illegible]執筆[illegible]

昨卅日於下関
日清両国三
週間休戦
之定約成
伊藤
李鴻章
之調印済

大八金杉温泉より帰途当方へ見舞ふ来車

帰宅

三十一日 晴 日曜

重野安繹先生見舞ふ 自分ハ御新邸へ 東京ヘ

陸軍御用ニ付出張ニ付 矢人仲間ヘ 勢揃ヘ 見舞

ふて義務上より御済 御所ハ此処ヨリ 来る但シ 大八方

ヘ出張ニ付 石摺二葉を贈る

梅林ヨリ 古硯を携ヘて 来り 雇々を招き 見ニ申しきて

午前 国本 蕉石を招き 白石改め 精麺 古銅 花瓶 を返

せしむ 盡ク 和者 来りて 勝負を賭け 十二三番迄

宿せしめ 祝杯を与へ 河山中 止む

日本橋より新たに来り 拘留す

大八午前より来りて ○上泉寿吉方へ赴く

四月一日 晴 大寒

早起伊藤総理侯へ依頼状并書を送る

先頃外務大臣より 鄙見ヲ為す 慨歎之至 御蔵

掌上御一読被下 御深察 漸く 御依頼

之次第 差出 李氏之罪状 御海容 時節

柳生 到着 勅許 任文章 大要 御覧

用捨之義 事情 御下 御読 被為 候

此段ハ 御承知 破談 休戦 未済 諸

盛ナル 徳義上 此御 不勝 感佩

切角時候御厭愛重ニ社爲國家ノ爲メ奉希候恐
惶謹言
明治廿八年三月三十一日　宮島誠一郎拜
伊藤春畝閣下

---

前星使李伯行閣下頃諒閣下奉
國命侍
傳相大人東來以爲兩國之事由是轉機詎
料猝變卒生花猾
大使任暴之行無勝痛恨所聞創痕猶微
醫治日効慶幸何加之伏以
傳相大人眷宿勲望久任中外之重今際時
艱渡海遠來料當於大局必有遠識更隨
一節綽然處之豈以一豎子之任行遽損其
雅量哉乃兩國之事益有頼焉天如承福
同洲
傳相之疾痊幾可以遄愈也方今之時未便
就見敬裁尺素聊表衷心惟
閣下諒察爲即頌道安
明治廿八年三月三十一日
宮島誠一郎頓首
午前十時書留ニテ麹町郵便局ヨリ差出ス

## 昨日官報號外

大日本皇帝陛下ハ今回不慮ノ變事ノ為メ講和談判ノ進行ヲ妨碍セルヲ以テ茲ニ一時休戦ヲ承諾スヘキ事ヲ其全權辨理大臣ニ因テ大日本國皇帝陛下ノ全權辨理大臣内閣總理大臣従二位勲一等伯爵伊藤博文外務大臣従二位勲一等子爵陸奥宗光及大清國皇帝陛下ノ欽差頭等全權大臣太子太傅文華殿大學士北洋大臣直隷總督一等肅毅伯李鴻章ハ左ノ休戦定約ヲ締結セリ

### 第一條

日清両帝國政府ハ盛京省直隷省山東省地方ニ在テ下ニ記スル所ノ條項ニ從ヒ両國海陸軍ノ休戦ヲ約ス

### 第二條

本條約ノ効力ニ依テ休戦スヘキ軍隊ハ實際交戦ヲ停止スル時ニ當リテ各其屯駐スル所ノ場所ヲ保持スルノ權利ヲ有スヘシ但シ本條約ノ期限内ハ如何ナル場合タリトモ前記ノ場所以外ニ進出スルことなかるべきものとす

---

### 第三條

日清両帝國政府ハ本定約ノ存スル間ハ攻守ノ孰レヲ問ハズ各其滞陣ノ方面ニ於テ進撃ヲ為スカ或ハ増兵ヲ派シ其他一切戦闘力ヲ増加セザルベキヲ約ス然レトモ現ニ戦地ニ於テ戦闘ニ従事スベキ軍隊ヲ増加スルノ目的ニアラザル以上ハ両帝國（ヨリ[illegible]）ニ於テ新ニ兵員ヲ配

置運漕スルコトヲ防ケサルモノトス

第四條

海上ニ於ケル兵員軍需及其他一切戰時禁制品運漕ハ戰時常規ニ依リ捕獲セラルルコトアルヘシ

第五條

日清両帝國政府ハ本條約調印ノ日ヨリ二十一日間ヲ限リ休戰ヲ實行スルモノトス尤モ両國軍隊ノ屯駐スル場所ニシテ電信ノ通セサル所ヘハ敏速ノ方法ヲ以テ休戰ノ命令ヲ發スヘシ而シテ両国軍隊司令官ニテ右命令ヲ受ケタル時ハ互ニ相其趣ヲ通知シ休戰ノ措置ヲ為スヘキモノトス

第六條

本定約ハ別ニ互ニ通知ヲ要セス明治二十八年四月二十日則チ光緒二十一年三月二十六日ノ正午ニ於テ終了スヘシ而シテ若シ右期限内ニ於テ媾和談判不調ヒシトキハ本條約ハ同時ニ終了スルモノトス右證據トシテ日清両帝国全權大臣ハ茲ニ記名調印スルモノナリ

明治二十八年三月三十日則チ光緒二十一年三月五日下ノ関ニ於テ作ル

大日本帝国全權辦理大臣内閣總理大臣從二位勲一等伯爵　伊藤博文　印

大日本帝國全權辦理大臣外務大臣從二位勲一等子爵　陸奥宗光　印

大清帝國欽差頭等全權大臣太子太傅文華殿大學士北洋大臣直隷總督一等肅毅伯　李鴻章　印

昨三十日午後一時十分馬関特派員報ニ曰ク意外ノ兇變ニテ談判ノ進行ヲ阻碍セシメシヲ氣ノ毒ニ思ヒ特ニ無條件ニテ我ヨリ休戰ヲ許スヘキ旨李全權ニ申シ談シタル時李全權ハ大ニ我公義ニ感

激シテ喜色面ニ溢レタリト云フ 呵々

李伯遭難ノ報欧米諸国ニ達スヤ我国ノ評判頗ル宜シカラズ何所ノ新聞ニテモ露国皇太子事件ヲ持チ出シ是ハ文明ノ假装破綻シテダークサイド（暗キ画）ヲ顕シタル者ナリト云ヒ又武器ノ戦争ニ勝チテモ道徳ハ戦争ニ敗シタルモノナリト評セリ

英国ノ新聞ハ稍々穏ナリ於日本ハ此一事ニテ大損害ヲ受ケタリ此氣風ヲ絶ツ肝要ナリトハ将来日本人ノ快カラヌ国人ニ対シ又モ此類ノ兇変ヲ引起シテ損害ヲ與フルコトアルベシト論セリ

維納ノ新聞ハ日本人ハ客ヲ歓待スルノ道義ニ乏シキ人民ナリト評セシ

---

四月二日

四月十七日

伊藤總理大臣ト馬關梅坊紀ヨリ宛セシ

拜啓春暖之節益御健康奉恭賀候

成々為國事陳者過般ハ不顧多

恐請君全權李經方ニ書翰轉送依頼

候處同氏ヨリ本月十日發信之返書去ル

十三日ニ至リ沈閣下接手仕候由解劇

中等ノ貴人憲奮回之一端ヲ得ル為来

之私家ニ對シ好歡ヲ博シ以テ儀偏子

閣下隆繼大度ト不倦ナル堪感銘仕

非常今日新ノ報ヲ依以テ本日清國全

按我要求を允諾媾和本條約之調印相濟
並為兩國大慶仕候次第是迄之苦心
焦慮ハ不言辭之非所及千載之偉勳實
内之赫著不可掩事大祝ハ當東方善
後之大局ニ於而遺算無之儀ト奉存候
也此段匆々謹言

明治廿八年四月十七日午後硯

宮島誠一郎

伊藤伯大人閣下

再伸李全權談話錄二通寫差上候
尊覽候也

---

黒田樞密院議長書翰

乍思筆寸楮拝啓仕候春暖之候益御勇
健御奉務御勉励奉賀候然ハ今日午後
四時御全權清伸殿より委奴着當日日清條
約調印濟之電報御送致識ハ拜承
誠ニ以為國家大慶至極不可言此上
實々山河草木まて祥雲瑞氣を帯候
光景御喜此まて堪
大元帥陛下ハ陽年之冬より一王業御艱難
ニ就為當親政御勞至時以末今日之盛
運ヲ成就年々言辭頌德之所盡ニ無之ハ

此時伊藤總理陸奥外務ハ馬關ヨリ電報ヲ以テ黒田ニハ廣島ヘ行ヲ促シ来レトモ

而又過日来昇堂ニ對酌ノ際馬關ノ兇報ヲ接シ慨歎ニ餘リ愚衷吐露仕候通リ敵國媾和ノ機關ヲ毀傷シ其活動力ヲ停止シ我進撃ノ軍隊ヲ蹉跌セシメテ而モ徳義上如何アルヘシト列國ヨリノ干渉妨害ヲ来シ以テ或ハ不可測ノ中心不安ヲ發シ又ハ萬論窺覦並及其翌廿四晩景推參仕候處巳ニ御用召ニテ廣島表ヘ御出發被成候ニ付光大宅ニ於テ西郷閣下ニ御出廣被成候得ハ十六日ノ御建議可有之ト存候處ニ直ニ憂慮罷在候處危仕候果シテ

一時休兵ノ聖斷被仰出　皇威徳仁宇内ヲ被壓テ其偉業感泣ノ外無之候ニ付遂ニ両國和好シ條約調印被成候義ニ閣下始メ在上ノ良弼皆籌謀ニ深ク盡其機宜ヲ被得候偉大ノ御勲功ト存候敬服仕尚切角御保候御厭被成御難業ノ御任奉祈望候

頓首謹言

明治廿八年四月十七日　宮島誠一郎

伯爵黒田樞密院議長閣下

以下
22丁
白紙

二月十九日雨終日　昨あらしの如し
朝起て子供等学校ニ行く
奈良親和子より書状　勝海三國為ス
歌打骨生肉前之角力之蒐句ヲ此ニ收む
精錬又不測　流石先大人　是や其以つ上
東語部ヲ收メ大信局ニ至リ　封書ス而
面目気乾ヲ改ム　日ヨリ会ノ人会シ為ス
旭日来遊居ニテ　懐疑
離す婦和ニ如来ノ氣色あらす
天ニ憾く　二十日ニ十七
昨日本田ヲ訪ヒ　音吐シ　笑ヒ交ハス

又久雨戊亥ノ頃ニ話ヲ記録す
清女ニも不起雨中池鯉子餌ヲ投し
梅子所ニ於テ之ヲ限
總白午六年頃ノ日記ヲ整頓す
今日ハ心氣和平ニ而繪画雨ニ為在家等

二十日晴　休
朝野村内務ヲ訪ふ 新眼又異
井上朝鮮公使ニ流行り指摘着之
陶東莊ヘ至り
午後日本橋ニ而買物 鳥一羽五円四十目
蝙蝠傘一本九十五銭ニ而求め又本ニ張替ヲ頼ム

今日ハ昨年大震之一周年ニ相當シ府内ニ一震
甚シ之地震ト比ス可キ也十二時ヨリ前ニ一
驚ト共ス 〇吉井華苑より亡妻五年祭ノ案
銀座書肆ニテ山陽詩鈔ヲ求む
晩餐ニ烹鶏及油波 〇井上伯帰朝

二十一日晴
朝食後麻布井上伯邸ニ伯ヲ訪ヒ昨日朝鮮ヨリ
御帰朝ヲ祝シ詩史一部ヲ贈呈シ已ニ出邸
ノ後帰ル 〇巡査ニ家犬ヲ渡ス
川村伯ヲ訪不在大久保野ニ帰去せりと言ふ 前ニ
揮毫ノ詩ヲ宅ニ托シ而去ル

勝伯を訪ふ午餐いたし晩来ニ話す　五月廿五日
ノ朝鮮属邦論を一見す勝曰く今日ニ際シ
當テ朝鮮ニ隣邦露清の抛牛ハ朝鮮
ニ独立ハ我之を断定ス唯独立之実を遂
けしむる也ユヘニ隣邦をして愛護すへき事あり日本
朝鮮ヲ於て露清ニ公使ヲ派遣せしむる事ニ致し不
然ハ不日露ハ之ニ干渉を免れす
品川村田論ハ露ニ干渉ハ免れず朴永孝
等ニ任せ已ニ露公使と密約已て握手せし迄ニ至
へし今ニ學英佛と共ニ保護を謀るを可とす
伊藤陸奥ハ無策唯山縣同意ハ如何

執政選挙両京ニ上テ議すべしと西京ニ於て話居
たりとそ　五月廿六日伯来訪ニ話
井上ニ内話あり長州ニ一大事善後ニ満ハ如何
決定ニ至らし或ハ目下ニ一大問題たらん歟
吉井幸蔵ハ内意ニ来ニ悦を報す
國光ハ屢ニ京奈ニ二首を出す
岸田吟香ハ維新紀ヨリ作る養浩堂集を贈
吉田書陵より寸胸木宮内島貫元光父直樹
醫業ノ餘暇和歌ノ學ニ志シ年老テ專ラ和歌ヲ詠シ風
雅ノ道ニ遊ビシカ去年ノ冬六十九ニテ死ス其子七回ヲ
慰メと為詩歌を求む

勝伯曰ク馬琴ノ八犬傳ハ傳ハ識ニ妙筆ナリ後ニ到レド
く水滸傳ニ摹擬シ不面白シ
又曰ク山東庵京傳ハ戯作者ニ頭領ナリ或時吉原ニ
女郎買ニ行ク其頃ハマダ娼妓ノ氣象高クシテ
大名大金持ヲ相手ニスル客多ク下人ニ接セズ京
傳お方ニ女郎ハ姫葛ト呼ブ有名ノ女ニテ京傳を
振り付けて客ヲ返セシニ京傳一首ノ戯歌ヲ
烟草盆ヲ拂ヒ白書リ姫葛ニ之を投ゲ入レシ

たけそうのおきなさんせとふりつけし
さくそのいきでもかくやしかつた

竹取物語あり採筍ニ始ル竹筍を採レハ其口より
玉の如き女子生出セリ之を赫や姫と名つけて
之を寵愛せりされど故ニ於テ仍テ戯作せり
さくの意氣地ハ吉原ニ見識をいひし女のごとく
勝伯ハ博覧強記ニ毎ニ驚ク其日モ議論
両人外ニ國會開設ニ歌を乞ひ手杉揮毫
し白男ニ不入義なり

二十二日　天氣冷　不順　土曜

午前目黒忠利入來ル近郷ニ好這これ
緩ク近況を談し京師表交際ヲ三四手談
ニ實話ヲテ詳悉し新詩集一冊を小ヒ携
候ニ贈呈ス午餐を饗し晩方迄話シテ

友人来
賦詩
海水浴

吉野園杜若ノ詩五章ヲ賦ス 晩飯後
黒田子爵ノ人ト敬ス 杉以外ニ来車ヲ轄ニテ
見 本牧町海水浴 途中新橋ニテ尾張町角通山王祭
禮ヲ見ル 桃灯盛ニ張リ店前ニ奇麗ナリ 但一切
他景ナシ 此ヲ桃灯祭ト言フ 一浴シ帰休

廿三日 陰不雨 七十六
朝吉井故伯五年祭ニ付供物ノ菓子ヲ買フ来起
子詩一首ヲ賦シ 起後又一首ヲ賦ス 向後讀書
報主仁民一世規 勲名功業世皆知 行人
墮涙青山上 頌徳千秋不待碑
自喪知音已五年 抱琴徒滴涙潸然 我無
流水高山調 倘傚伯牙長絶絃
午後青山墓所ニ到ル 吉井伯年祭主トシテ我地
ト陶末ノ野津鎮武 高島友武兄弟家族一
同墓前ニ列シ 黒田伯勝別島伴ノ木白奈良原
海江田牧野高崎野津得能松方ノ子息等
来拝ス 伴野下條伊地知幸助ナリ
帰宅杜若ノ詩ヲ書シ 晩方ヨリ黒田伯ヲ
訪フ 昨ハ四ツ木吉野園ヨリ寄セシ花ハ凋落セシ
先キノ土曜日曜十五六ハ今年ノ盛ナリシト言フ
酒間有奇事 伯ハ我傍ニ来テ我羽織ヲ新
凋セシメタリ 後伊藤ヲシテ東京ニ新ク揚上シテ

談話陶去ルまで琶二張を調へて一曲を奏せしむ
且日薩町ノ人を立らせ山陽詩鈔を買ハしむ楠河
州ノ詩を吟す茲ニ不思議ノ事ハ黒田伯カ
刀折矢盡臣事畢北向再拜天日陰七生人間滅
此賊ノ詩を三國干渉以前ゟ吟する事必す日刀折
矢盡再拜天日ハ誠ニ忠臣ノ氣象極妙ニ吟切り
但七生滅賊ハ不善此句ハ不面白とし兼而常ニ談
ありしが然ルニ三國干渉以後ハ黒田伯必す之を吟シ而
七生人間ハ志無レハ不成三國ノ事ハ露國ノ智謀ニ
我許を欺せしハ我も亦不言不語十年を期シ而
國力を貯蓄シ独立一初英ノ力を借りて運動
せる事を紀念する要ありとて三國干渉後ハ酒間必す
此詩を吟せらる
抑井伯陶朝鮮ニ付る朝鮮ノ議論もありし実ハ
川村伯曰ク朝鮮ハ独立ヲ致スハ上ミ最早
露西亜侵ハ眼前ニ迫れて英佛ノ談シあつく保
護せしむるを可とす勝伯も露信隣邦ニ進めて
保護しむるを可とすとし両伯皆日本独り
干渉せさるを良策とし案ありしと
黒田ノ意見ハヤハリ廿十年間不言不語忍耐包
羞堪忍袋を破りなから縫ひ破りなから縫ひ而韓
信ノ胯下を體任し國力を養ひ最早にて於

度司協辨
安駉壽

之時事ニモ日英露東洋艦之數モ比較シテアリ
漸々強大ニ至リシ景況ハ昨年昨々年ニ英國
ヨリ一萬二千五百噸之甲鐵艦ヲ求メ共隨分ニ
英露ニ對シテ獨立之氣象ヲ識リ此節モ到底免スベシ
此度十年間不言不語元氣精神ヲ養ヒ凌シテ
朝鮮之事モ我ヨリ手ヲ出シテ隣邦ヲ保護ス
皆同様苦モ候處感服セザルナシ
酒間號外來リ朝鮮京城朴永孝閔妃之間疎隔
相成安駉壽辭表差出シ（六月二十一日）新任宮内官吏ニモ
閔黨ノ者多クシト
此早ハ井上公使在坂之形勢一變セシ若干

---

陸奥子伊東書記官長之不和ハ或人技藝上
上衝突シテ時ニ不和ト或ハ成リシモ又目下和解ス
ヨリ總理之説アリ
黒田伯此節ハ從長シテ總理大臣ヲ時ニ擬
之催ニ為シテ協調和策ヲ議セラルヽ処モ一ゝノ如シ
ニ自然ナリ此節ハ在テモ當ルベシ總理ハ昨年
來大本營ニ在ル樺山川上ナドト相爭ヒテ
西郷デモ山縣デモ其ノ孫ガ奴ハ又ハ盡ク總理ガ自
ラ周旋セラレ好ヒ和解條達セシトテ西郷モ古
ヲ巻テ感服シ黒田モ讃ジタリ
清紅葉館ニ島津忠義忠濟両公爵招キ

節伊東艦長山地將軍等同乘して歸京せり記

丗日　曇　朝來雨

渡邊通相ゝ吉井と共に詩を作し評批を

請ふ　夜　校卸校了

午後丁汝昌之弔詩を揮毫して勝伯を訪

不在　夫人ニ托して大八之西學意見を贈る

を乞ふ　歸路嘯揚

高島中將を訪て養浩子友武之戰地之事

祐提を贈り古書品評相ひ悦兆傳白の

孤松之畫絶類數多を見せ之弟ハ宗阿彌之山水二

幅を平頭感服せり　夜に入り伊勢津之人說教

左衛門景清重忠之段忠信花大石之淺野收

宦之腹千坂兵部娘之一段を聞て十時頃歸

廿四日　曇

午前馬關媾和始末之新聞を讀む

海軍省着佳きを出し長谷ハ一お茶せり協

着之部ヲ校ヤ乞ヘリ

午後長谷劉ヲ訪ハレ渡邊國武氏生黄係

之憲法及び法制內務新設國憲創設

等之書類始め長谷に示す晩師古義大系

夜十時頃就寢す

黒田十吉井に贈りし詩は新聞に見へたり

芳川来訪

廿六日曇　六十九度　鳥尾小彌太（陸軍中将正三位勲一等子爵）九鬼隆一（宮中顧問官博物館総長　正三位勲二等）高崎正風（宮中顧問官兼小松宮別當　従三位勲二等男爵）ら枢密顧問官任
セらる

前福岡縣知事岩崎小次郎（去ル廿六日於福岡死）
参事院出仕中因て勅せし人ニて惜哉なり
渡邊國武ニハつかさを辞す
天氣変ス頃以ノ陰鬱の處ハ諸又ハ鉅荷ハ便宜
云ふ義ハ楊柳如何ハ難ハ此際熟議没
策叢論ハ定めハ一時ハ奮力許容セ斗
観頃ハ九鬼隆親任せられし其陳ヲ
務多見かも出来をす何やら気めき（九前）

此撫業ハ又轉動生ニ一擢新職ニ就
且於職ハ十分翻邁ニ覚ル惜むへき事ニ切
ヲ為ス者　二月廿六日
無邊大人　侍史　誠下

---

午後勝安芳訪　天氣濛ク樹鬱ク殊ニ冷氣
甚し西久保邊赤羽ミし書肆ニ揮毫ヲ将
達徳為四冊ニ買ふ来り三縁亭ニ飯ヲ洋食
雨降ラ来ル勝ハ別邸ニ於て温泉ニ入浴
仮宅ハ渡邊ノ逗留ナリ一応ハ飯ニ造蝋
花気年足依世界ノ事ヲ一車去一子

耳ナカレ　ソウモ年ヲ舞ヲ忘ルベし

相逢相許豈其徒　含垢包羞無

丈夫休惜洋銭奏　新曲此間何謂

子期無

栗香先輩　六月廿六日　無邊醉漢

侍様書

---

右書状及詩ハ多分ニテ意味解ルベし

廿七日　朝ヨリ降雨終日

不出門　馬関媾和談判ニ新聞ヲ読む　日本ハ

中々エライ勢アリ　李鴻章ハ五十余年名誉ノ

株アガリ　実際ハソレラモナイ　日本ハ三国ニテ大運

動ハホカリ芋ノニエタモ若者ナイ天狗ノ鼻ヲ

折ラレタトノ通信ナリ　俗世界ハ六ケシイモノ

今朝ハ午迄ニ気分餘リ出セドモ　頃の大雨

以テ先方ヨリ古人骨相有書在　今雨泥多ニ付

殺来ルキメコムナラン　此方ヨリ延引セリ

昨夕ノ詩ニ和韻

未向烟波混釣徒　漫言方朔是狂

夫　金門待詔空經歳　敢問銷憂有

酒無

郵便ニテ差出ス

貧旅院雨賀賓出来身　芹沢千坂ニ書状

差出す 晩方芹沢より返事来
上杉公出陣図を柿崎剣 廿六満蒙来
米沢先生法被十六なり
教一事仍而長谷近況芹沢氏帝國之節
堪了 ○梅雨經日不晴簷滴如流
廿八日 快晴
京撰逸廿四より廿六まで雨降続き非常之出水多
長谷出勤お来り彼一方之労を引受呉れ
かもす
黒田嘱托之陣幕久五郎之事跡ニ題字
を撰み書す 大八撰文楠正藏之隷書て
其優如龍其猛如虎又後を録すべしとて
　其優如龍 為力士陣幕録 楠延尉
　之語 清田清陰
午後銀座へ参り蝙蝠傘張替に取り日本
橋ニ而鶯を買ひ又青路鳥を買ひ常盤橋より
理髪黒田へ寄り御揃中塞より帰宅
夜数寄之鶯を手料理檐頭之挑灯を張
寂寞之景を楽す
寛花来り横田百円之頼状持来
廿九日 晴 土曜
早起旭日上る 一八千夫より

係ル女十五歳ヨリ臨月ニ症あり血性多ク不宜ト云ヘ
只従ニ薬気効以ハ明ナル證範を慕ヒ属義ハ役也
尿効あり亡顔十腹部漏あすし女三人把巾
痰咽喉後変昨夜名ミし
午後黒田伯を訪ふ不在以て妻君に陣幕帯
額勝ヒし題字を書し辭去影ニ柳嶋ニ於
て當文昨夏ヨリ中送し渡邊翁相
（ん）見ル話（ヲ）松方ニ進退（ヲ）評ひ又既
（し）黒田氏も為ニ参り見ルニ五六回ニ偏ハ口上
上ハ辭柄を云ふし大臣（ハドチラデモ）諷（バリ）断セ（リ）
然ル且つ洪情実政事態付し秘密約セ口角差
湊合（スレバ）諸子（コソ）争ふて而し俗物ニ混同せしむ哉
ミうつし但し大抵宜しく論ぜよ君考す得ら出来
先生ニ都合よく運動すべしと云ひし昨日ニ待たる詩句
ニ詩ニ中ニヒドシ東方朔を詠じ況一をもてなし
臣習四萬言を誦し身長九尺三寸勇如孟
賁廉如鮑叔信如尾生若此可為天子大臣
臣朔年二十二昧死再拜以聞其ニ氣概言
語ハ實ニ敬服ナシ高祖ノ時ニ出テハ大用テ
ラン惜哉武帝ノ時ニ於テ以テ滑稽語一世ヲ
壓倒せり
前頃まで話し去り辭去黒田を訪ひ絶文

ニ郎ハ侍従長入来ニ付西郷大臣ヲ来ル文
徳大寺より親展書也別紙せり返事返信ハ一書
差出しト毛利百道數ヲ携帯し午後舟ニ梅雨
衛時より折ヲ持ニ樹影数ニ入カヲ見ル駿州向
島将上を遠ヲて山川遠く十軒棚ヲ見ル雲物
ノ陶宅其成長勝之の話ヲ面ク常中ニ於テ役人
ニ往来ハ甚タ不覚ニ寂寞ヲり
山渉ノ詩ヲ試ミ河野地ニ謫ル公ニ詩ハ丈夫要人
知順逆小臧大友何倘嵐千載英雄芳恭
朽獨有若節傳芳芳ト詩ハ十七年ノ級
ハ我師タル楠河州詩且餘児訓筆継微志全忠
無術王事刀折矢盡臣事畢七生人間滅
此賊ハ二十八年ニ國手鴻以後ニ師ヲ不言不語
ニ中ヲ大節を着ス称ヘ諳誦セシメし
様子ヲ数首を囀ルし又其ヲ着ヲ對照
白鷹二十羽献上御花之物とれ成ミ之
松方より引籠む所なれバ衛兵ト公ヲ今
居宅ヲ訪ヒ不日出仕之方なるべし

三十日曇　日曜

飯可尋ト使ヲ黒田子ヘ遣ス同搬ヲ御て
ヨコロく来会亡母忌日ニ六年祭ヲ營む
始め来客を呼ヒ酒ヲ振ルて甚

祝三一を青山ニ墓参せし　洒掃　香花を供ス
しむ　安藤小太郎同行
午後長政も帰り来　お竹　純三　ヿ車　青山
御墓参りより菓子焼鳥酒を酌ス
御遺石を立る之政安之墓を撰む
当時ら長政夫婦若へ来　床上を安置
之備へ家族参拝　佐藤家系り　機行三つ
アチサイ菊花を飾り如在之前　總領
亡母勤仕ス
昨日大山大臣より陽明之碑記一おき出来たり
歌一首を得るを書き　金州場花と歌を寄す

---

伊藤総理
松方大蔵
芳川司法
野村内務出勤
西郷大山
大臣参内
五月二十七日
西京大本
営出張来
陸奥外務
初而出勤

七月一日
早起書事ー終て昨年ニ訪日光接待ニ
元渕ノ旦遼東還附ニ國事ニ就ての
深憂露國之心将ニ應接心地不佳御國
ノ倭窘氣象ならん
午後長政入来　猪吉ニ召机　一枚差出し
祭事を為す　陽修忠吉ニ一首を認め
有以養心を加へ武蔵海衛旧来言信ス
二日雨　終日依朝雨漏
杉孫七氏ニ午後洗ニ多少尋ね為
卯月返答ニ出来

此日今回来航ノ英国東洋艦隊司令長官ブーラー氏外八名佛国東洋艦隊司令長官ザーモン氏外七名米国東洋艦隊司令長官ベンター外四名ヲ参内謁見

針重全平入君家系譜ヲ上杉家ヨリ写シ来リ系図ヲ
於テ登校利兵衛江戸ニ於テ寓居中ニ著述編
纂セシ侍従藤原房行桐樟先生南紀録ヲ
ニ序文アリ此方治頃ヨリ後序文ヲ乞ヒ来レリ
午食ヲ共ニス
妻女当所ニ来ル 祝三義倉氏嗣シ弘力七子学
行致セトノ為折合ニ来ル長没病気喪失シ祝
ニ無キヲ後ヲ承消ヲ断ラント答ヘシ
杉ノ立花来臨ス終日夕方ニ帰ル
大八小森澤宇郁士田夫人ニ墓字長没ヲ
請ハル依テ揮毫

川上操六ハ參謀本部事務局副總裁ニ任セラル

此朝細雨霏ゝ強シ 窓前ノ芭蕉ニ雨滴

三日雨 火

野長没来リ墓字ヲ依頼ス
上京日記ヲ揮毫先ツ五月廿六日ヨリ起筆
ス終日雨終日書事 上京 天機伺候
ニ原因ヲ求メ述ス
夜松方ニ依頼状ヲ出ス起稿済ミ押
松方モ辞表進呈ノ処門弟共漸ク出
勤セシ故来ル仍テ内閣ノ方法ヲ述ヘ松
ニ松方ニ出勤ヲ勧メ関係ナシトノ事ナキ
ニ身モ一ツ出来ズ甚ダ恐縮セリ

朝鮮協會
六月二十三日京城ニ發會式ヲ行フ
朝鮮人百廿餘名
本邦人八十餘名
目的ハ日本朝鮮両國民ノ交誼ヲ厚クシ知識ヲ交換シ東西ノ大勢ヲ講求ス
朴総理定陽
金外部
朴内部泳孝
杉村代理公使
ハ熱心ナリ

---

四日 晴 水 公ニ至テ梅雨快晴 暑針七十七分
松方ヘ鄭ニ陳情表を認め仕年出状
箱根ノ別荘ニ赴ク
午後日暮橋本来訪 正位階一階を賞与ス
黒田ハ枢密ハ総理ハ先ツ閣臣會議
松方ハ出頭ヲ辞ス 午後二時ヨリ参ルカ為メ 黒田
井上モ出席 定メテ朝鮮問題其外ナランカ 出席ヲ
ン 就テ東洋ニ大事あり
後長政策 英国抗議ヲ說クニテ千島艦
ヲ件日本勝利ヲ得 岡村輝彦ヨリ報アリ
大悦ナリ

松方ヘ書状を出シ梅雨晴天久々ニて金坊
海水浴場ニ参リ一泊
黒田ヘ面會ス枢密問題ニ付キ蔵相官房ニ
帰宅夕方酒宴ヲ催シ親族ニ陪シ来ニ掛ケカマスノ塩焼
蹄ノ子ニ鱸ヲ焼キ勤ニ供ス丁寧ニシテ経営ス
カンレイ如一夜無事なる由申遣セリ
露国ノ今回ノ千歳ハ今ノ皇帝ニシ其計前皇太子
日来邦ニ大津ニ往テ往漢津田ニ襲ハレ遭難ノ時
ニ於テ狂人ニ出逢ヒ甚タ国際友誼ニ對シ遺憾
ノ情ヲ示シ 皇帝ヨリ厚意ヲ彰シテ両国益々親シ
當時西比利亞鉄道ノ開業式ヲ浦潮斯徳ニテ

熟行し亞細亞大陸を理（トペー）として露國殿下
の親父は大津にて（ハンカチ）を頭血に染めたる紅衣
を噛んで今回の土産となし（泣きぞ）出し
紀して常に彰と思ひて好氣を懐き（思せられ）
と云ふ露國の如何なる心事なるらん我等は今回
朝鮮事件の為めに我に抗したる支那兵と異なり
積憤發動遂に獨佛兩國を提携したる
三十餘艘の軍艦と四萬の陸兵を黒龍
江及渤海灣に指揮して浦鹽斯德港に戒嚴
しめ示威の運動をなせしか全く大山大
將等の推考の如く大津の讎湛なるべし

然るに最早三國の干渉は我國將來の方針
を今より決定すべきの時なり頼山陽摘て尉せし
且餘兒輩繼微志全家無肉職手筆跡
有南柯好眉根偏無比劍向何地
之を涌しつつ蝉悲を伝せ又何白う悼中勤事
菊池武光の湊川に於ける長く人々諸氏に書しら
守て無へらもし今日の首根念識何
出陣輩の論議の如し今日の事は一七三
も獨立の実績をなしは空論なり
千島事件の裁判勝利に終りしは英國全
好意なり我のみへて三國同盟の反對を示せし

能ク兆表景影ヲ和シ御頭御尾勝利ノ理ヲ
又見且英國東洋艦隊ノ旗艦センチユリオン號ニ
於テ司令官ブルラー氏ヨリ饗応アリテ伊藤総理
西郷海相西園寺外相榎本農商相等其ノ招ニ応
スベシト明日午前招瀬行レヨシ 一萬千トンノ甲鉄
艦ニテ東洋第一等ノモノ 蓋シ英國ハ我邦ニ對シ
大ニ好意ヲ表スルノ一端ナルベシ
積十時過迄飲ミ且談シ 内ハ伯ニ言聞シ捲
手孫ニ交ニ機嫌ヨシ

廿五日　金

午前十時過ヨリ出勤 松方出勤ニ黒田
ト協議シ午后ヨリ来任ニ避暑ス
午后勝伯入来 黄花晩実ヲ見テ来月ハ小松
病気ナキモ只行尺牘ニ六月ヨリ感冒三十九
度発熱ノ事アリシ 犯暖シ足郷ニ行キ腫物モ起
立ツ事成シ 八十以上ノ高齢ナルモ不起遠シ 症ナラン
勝伯ノ行ク所草木歸服ス 但シ余ハ新ニ流勝
何余レ上野松源ニ晩餐ニ晩酌湖蓮達来
多人開村 月光在天

廿六日　土

野沢退院 桐ヨリ書下ヲ送ル
招待松伯出世日記勅ヲ書寫シ一段落

○外国新聞も
李鴻章ハ日
本ニ來ル
○伊藤陸奥
を始め震詞に
勅語ハ早ヤ屆
キりし御勅
○三国干渉ハ
始まりて回想た
ハ宣戦ノ詔勅
ニハ列国平和
云々

着太磨仕ハ伯ハ兼て患心昨しき居
日新鮮空氣ニて至りて絶く
おもふこと未ぬとしらバ訪くげり
ちゝの心を裨ハ役まの
婦たゝしやはちし　小陽の緒を結び
いつまきしらべを揺らはづらし
いつまり此あ世の中も君なり
誰うまこそり花の　枝並ぶ
無名氏大人　贊　減形
日本ハ觀ハ詩を墨蹟　初秋吹出ハ利ね相ハ
午前晴　午後下　如昔ニ帛詩揮毫

とて　午後より吃し徳川家接遇口ニ画會文目
喜多種太郎ニ出會す
明治三年を以て森澤ニ長嗣弘め子二十有ニ至
おや寄附を求て品物ヲ需用ニ依り銀座
迄ハ至り文に人ん人の鮮節一切お求め物
七日晴　八十二度　日曜
就テ長嗣弘ノ為寄附ニ嘉儀相返
一　遠祭　一反　長政　四圓三十錢
一　遠祭　一反　未人　三圓五十錢
一　遠祭　一反　松平将　三圓
一　博多絹織　一反　吉田四郎

一　畑方地　一反　土田保作　九十一歩

一　畑方地　一反　保科孝一　七十六歩

一　七十五歩　別当

一　卅歩　女中

一　鰹節　二田卅歩　前保

右ヶ所　此方より集メ人ニてたゝ通

主人　お徳

妻　おしけ

大八　〆七人

可二郎

虎三

---

三時ゟ集ル此方ハ新築倉鉄瓶物ニ祝ひ兼帯せよとの事当日も大人沢蔵并昆じ招待を饗ヲ羽織のみ従来ニて集る

千坂高雅　森長義　山岡盛義　芹沢政温

広井市内　下條正雄　目黒忠利　斎藤任一

吉妻健三郎　外婦人携辰萩野山本夫妻後者

あり北村元吉郎も来合　長谷久米三郎夫人二回付

長沼主内此時人々背ニ盤上　大侍従三郎奏楽ニ

有鬱觀郷大砲ノ漢住岸ノ千秋楽ロ池ノ水ニ換エ

八日　雨　此方夜

桂香御帰　共ニ刈ニ来　雨晴来　候

芝より風呂敷来り修繕を為す
森園昌純氏の帰京を聞きて杉より電話を以四番
中之町宅に旨報し来
午後千坂を訪ふ不在宅妻女君に語て依頼し
山縣に對し周旋に出て貰ふ事とし
芝山内に與倉守人を訪ひ平川町を抵当として
三千金借用政府日本銀行ゟ貸手如何の事
若手続ハ日本銀行ハ各銀行に對し貸付
致し一箇人へハ縦令金満家と雖も貸付不致
由にし用るならハ卿地坪数を調取上書出し
相談酒肴出て呉晩天と話し與倉と伊地知
正治存生中より知人にて要旨太奈良寄て偶然
邂逅談し淋次諸仮泣
九日晴日着氣あり
平川町坪数を調へ與倉に送り置し来
諸戸武平より戊辰事情記写見当りや否問来
深川二人芝内に来る
午後千坂を訪ふ不在ニ付書を送りて山内に
帰途某以て訪不在也
同宅映芳様に参拝焼香
十日晴
芳頭志進乃本第三丁村坊来

添田二人来ル芝川仕舞掃根卸中一式掃除

鹿児島之人湯地定宗並ニ丹明伊地知正治嫡

帰県ニ付正治之娘ナリ今ニ伊地知ノ家モ世話致

産四百円ヲ七百円有之作ラルトナリ

勝伯ヨリ喪服六反ヲ例年之通リ賜矣

塚原周造今日来而両書身上ヲ黒田ニ託

シ矣農商務ノ勤仕ヲ許シ然シ於テハ黒田ニ封シ

甚不満ナリ不許容スベシ此節六ノ日ハ出勤ノ事ニ決ス

ナリ家ハ大分ナレトモ入ル事ナリ

今度井上朝鮮公使朝鮮ヘ渡任之旨出張ス

日ニ公載アリ英国ヨリ公使赴任シ一家国之気

朝鮮ヲ激動セシムルニ依ル風説

朝鮮ヲ中立国トシ列国ヨリ保護ヲ致ス事

伊地知伯之嫡男湯地宗之並丹来ル正ノ孫ハ人

未タ不詳是ハ正治ノ後継人ト定メラル事暑中休

暇中学習院ヨリ帰省鹿児島ヘ行ク候間世話致

之四百円ハ貸置

千坂ヨリ家業私立銀行加島ニ関係之事多シ

頼ニ付十五銀行ヨリ登記ヲ受テ同所ニ預カリ

増ス様ニ御手数ニ付返書出ス

十一日

朝三浦来ル於テ貴族院内議員

殊ニ当時議論之弱力ニ而不都用甚ク黒田
之一気象手ヲ要シ候外ニ他策無之ハ誰モ黒田ハ
親密之交際ハ確認ニ候ヘ共黒田与伊藤ハ
一層親シク相成候様注意専ラ有之
大山も此節所労ニ而何分話モ不来ニ付大手第
来リ候而黒田ヲ尋訪シ候ヘ共昨夕の氣
色中出候

菓子　風月堂　鮨壱包　黒田へ出シ
渡辺國武ヨリ土状ト鉢植
昨今之雲行ヲ見候ヘハ忠邦ハ甚タ無停滞ニ
寄テ更ニ一寸相尋ネ可申存候

右返答候得共　陳

返事左之通

拝見其後ハ時候ハ御無事ニ何寄
御請之旨致承知候然ル処再出之挨
し懐気力薄シ尚西郷ト議シ可尋
然レバ只在此山中雲深不知處位ニ候
乍尤内順序相立候ヘハ罷出候　拝復
七月廿日　老
栗本先生　小下　侍史

晩方より黒田ヲ尋ネ鮨之京清ヲ肴ニ酒出ツ飲
鮮語シ伊藤綿理條約心配ニ御座候　井上

隣国ノ際ニ吾謀殺ニ驚キ其形跡キ井上子
爵公ニ嫌疑ヲ避ケ妨ケ至リ全ク之ヲ不容
ヒ本ノ縦令戯ニモ其勝ノ陸軍ニ於テモ或
ハ其党ノ第中ヘ使ヲ遣シ其銃又朴永孝ト
本年渡来セシモ金玉均ニ先年之違信ヲ
厳重ニ大臣ヲ申出モノ謀殺ヲ企テシ大逆之ル
犯捕縛ニ中国其罪状ヲ顕ハシ其ヲ本国ヘ
脱走シタル日本ニ来リシモノヲ是非送還セシ
道理モナシ其道ハ実ニ危険ニ着セリ
大山伯病気ニ付見舞ニ行ク人ニ行心臓之病ナリ
全州ヨリ防寒ノ為メ炭火ニ従ヒ焼培為

め常りを為せからんと
島津忠義公より到来之鰹節壱本（分贈）
あり

---

十一日　雨

高島忠告近頃台湾ノ志アリ大山川上ニ勧
成笑ヲ始ト覲履歴書北条へ
晩方より青山ノ大山邸ニ到り楼上眺望ニ於テ
雨景を得シ遠眺不啻晩餐ノ饗酒畢
参謀伊地知幸助ノ来ル高頭ニ中佐
細ニ相頼むト参謀モ随従高頭ニ参与ニ於テ
都合ヲ見テ其台湾ニ赴任為致ベシと云

細君壮士に日清戦争の劇を營田壽し
弟二番演せし女々を見て勝程加盛なりし
閣下大山は當家族を携へ京摂に来り楽観（人）
臨し取り皆せし　天目に大業撤を旅帥ら
指乎常又て賜らる支那に同じ後戎服
旗飾合は叢裾等一路に支那酒を設け
要用し見せらる賞勝し苦状想ふべし
英将風川に孫は無人ふし続く一詩を作らる
詩催金銀閣中に詩を乗せる吟年
予が大山に贈りたる詩春風来濤好海北来名
と大山は自作等を成法（衍ら）簇頂揚鑑
ここに艦中まし所せし　山は作あれは文武
ここ名将等そし其を信せざらし云て一笑

九月十七日晴 於六時三十分
新タ後秋隣ニ寄テ高安道臣ヲ訪ヒ
ニ逆路ヲ持参シ請求
ノ気持ヲ聞ク我ニ於テ手紙ニテ何とハ
依テ之ヲ以テ近隣ノ者共ニ付テ之ヲ受納シ
テ以大学院ヘ送テ手紙ヲ以テ四郎ニ送ル
シ　渋谷
来客堀公訓ハ
再伸昨日当館ヘ相談拝借三年
及一年ニテ築地ニテ代金ヲ求ム
田舎郷中ニ三河[illegible]

金時計
き方
二ヶ年内ニ

十一月一日　快晴　起昨月始ノ九月十五日

昨年被列華族ノ面々　（内閣法制局長官）末松謙澄（元老院議官）鈴木大亮

橋本綱常（廣島縣知事）鍋島幹

（元老院議官）細川潤次郎

（日本銀行總裁）川田小一郎

午後八官町ノ小林ニ金時計ヲ注文ス　請ハ一ヶ年ニテ

諸般ハ二ヶ年内ニ[illegible]

尾張町ニテ襟巻ヲ買

芝山内黄香園ニテ菊花ヲ見ル○谷ニ投名刺

鈴木大亮ヲ訪ヒ不在○紅葉館ニテ白味噌ヲ

買○川村伯ヲ訪　[illegible]ノ中○[illegible]ヲ訪不

在○千坂ヲ訪　廿七日[illegible]○勝伯ヲ訪

以て謹話申す拝謁茶話御遣り上日行歓楽

晩餐後徳川悠世伴ひ御京御所調にて出発の

朝鮮談判も皆呼返しに相成候○晩方安藤参候（英国より相見え捕兵之件御畑の償金七千）

二日　晴

朝起暇隙書画す

橋本綱常佐野同来快談

西郷より書状を認め勅物は重要首途之事を

揮毫を請ふ

大山の旭桜は伊豆丸まて望を伝へ訪問す

之を認むべし

終日書す　徳川香妻臨来深く到

着にて春高風邪孫女之病三人まて入来真綿

并絹織一疋持参（○斎藤二郎院よりお松参出て青山老部　宮下氏小太郎遅く参る）

三日　天長節　終日雨

天長節之事は毎年好晴之処今年は昨夜より降雨

此一條実不天気なり近衛師団長白川能久

親王殿下之台湾征伐を出征遊され瘴烟瘴

雨の為に薨去遊す天地も感動せしならん

大礼服着用午前九時三十分参内

中寂寞として人少なし拝観式も延引

東車寄より入宮宮内省には拝辰坂大碌指揮大臣

諸役人等早く安と出席し記集少年悔悟の如し

土方宮内大臣田中宮内次官他宮内之輿ニ對ス 吉井ハ通ヲ掛

ケテ拝 天顔 於南廂賜酒饌且醉退出

シタル外務省ニテ總會ニ列シ 大毒縣ノ毒縣字ノ如ク

吊唁ノ形況ナリ

我家人ニテ料理ニ鰹鮭及 豆腐等也

四日 雨未晴

御目出度キ頃ニ候人 ○長谷晩來年始ニ來ル

右滞事ハ地代上納ノ事ニ根元來年モ家屋ヲ云

五十円ヲ貸却甘ナシ

長谷ノ者大八ヲ以テ白米壹斗弐升代トシテ一ケ月ニ二回

兄弟ヨリ持参致候 ○先頃ヨリ病身ニテ直ニ

第元土州公邊ニモ侍ス

白川親王殿ニハ先般ヨリ午前ヨリ西京丸ニテ石吉

野艦護送ニ付御着甚々南ハ去月廿九日ニ於テ艦長

挌セシ自分ハ風邪ニテ氣分不宜ニ付代トシテ某

八生迎 自分ノ名刺ヲ持参セシ二階陶器職ニ樺

山ノ東京ヘ家ノ関係海軍大臣首宅ヘ假寓セシニ依テ本家

御着棺ニテ

五日 快晴

千住ニ医師千葉ニ來ル處ヘ中風病ニテ治果ヌレバ

右ハ八代ノ行ニ医 千住ニ大橋間ノ中央左ノ方ニ

土佐ニ於テ年々土佐下ニ於テ屋門前常ニ

輛ニ車ヲ留メ來治ニ來リ一人ヲ拾五錢 右其ニ肩

暁ノ七點ヲ報セシ時
同會議事畢リ山縣元帥ト大食堂ニテ鳥料理ヲ饗セラレ午
後十時ヨリ社内菊花五階樓ニ登リ満蒙ヲ論シ宅
ニ關係者ト語リ其果ト共ニ運轉シ麻布材木町ノ宅
ニ送リ帰ル
當ノ時古風
大禮服ヲ着シ徳大寺侍従長ト侍従職ニ於テ面接シ
關係者伊集院伯ヲ訪フ後ニ岡崎氏元田肇氏ヲ訪ヒ出
午後宮内ニ到リ陛下ニ拝謁シ皇后陛下ニ拝謁シ掛物ヲ賜ヒ園
葬祭館ニ於テ三宮式部長官掛長等ト打合セ十二日ニ至リ
廿親王ハ戊辰年ニ米澤城ニ於テ抗王師ニ謝罪

---

松方観瀑鶴
滝良瀑布ノ
深サ三十尺以上
六間乃至八間ノ
深サアリト言ヘリ

時ハ伏見亂ノ當時未謹慎シ居ル方ニ於東方人ハ感情
殊ニ深シ
松方侯昨夜同宅ニ八月廿五辭表ヲ出シ東京ヲ去リ九
十有月上國ヲ辭シ七千日ヨリ不在二男正作上海ヨリ同宅ニ歿
若キ時ニ七女ノ婚姻ニ付テ結納伯ニ引繼ギ
日伯人ナル閣下ニ於テ御爵利ヲ授シ伊藤博文理モ氣質
利ヲ以テ進ムル顔色不白
黒田ニ負ケ西郷隆盛松方伯ノ為ニ揮毫談話ノ
果シテ伊東海軍中将ノ話ニ乃木将軍ト殉死ヲ攻
嘆語出遭始リ下加冒感激ニ堪エヌ語ル時アリ
去年ニ金州攻撃城郭ヲ占領シ日ヲ

伊東曰花園口上陸之際ハ努テ彼ヨリ水雷ヲ以テ攻撃スベシ我艦隊ハ運送船ノ間ヲ護リ運送船ヲ撃沈セラレ撃チ之レ軍艦ヨリ出テ手甲ノ及ハサランヤト甚心セシニ幸ニ何事モナカリシハ実ニ天幸ナリ

予僚ト謀リ曰ク栄城湾ニ上陸ノ際彼ヨリ八九艦ヲ以テ獅子奮迅ニテ攻撃セシ事アラハ我ニ損害鮮小ナラザラン彼ハ時ニ不出封鎖諸艦ヲ劉公島ニ控ヘ以テ港ニ籠リシ

伊藤曰ク鎮遠ハ中腹ヲ破キ林泰曽ハ死ヲ以テ上ハ職責ヲ報ジ下ハ海陸ノ力ヲ合セテ戦ハハ寧海上ニ出テ戦ハヽ一艦ナリトモ損セザルノ利アラント策アリシト思フ

黒田曰ク旅順口陥落ハ李鴻章恐テ張邵二使ヲ發シタル先ツ休兵ヲ乞ヒ我力ヲ緩メンノ策ニテ丁汝昌ニ号令シタル軍艦ヲ港湾ニ屯集セシメ堅ク守リ張邵二使ハ運動ヲ始メ我ノ攻撃ニ全権大使ヲ派出セシムノ策ニテアリシ我ハ廣島ヨリ二使ヲ返シ而シテ我軍ハ威海衛攻撃ヲ始メタレハ彼ハ始終ノ策ナキ猶更ナラン但シ我ハ劉公島ノ艦隊ヲ以テ勉メサセ候

伊東曰ク我ヨリ勧降ノ書ヲ丁汝昌ニ贈リ彼亦承諾アリ降服決心セシナラン死後彼ノ柩ヲ支那商船ニテ贈ルベキハ我悲慨ニ不堪康済号ヲ許シテ彼ノ島ヘ送柩セシメタリ其他海陸戦論アリ

電報ニテ不明ノ次第ヲ（長崎）鹿児島ヨリ帰リ上奏セシム

尓等ハ思召ニテ大山大将ハ自分ハ保證スルニ付責任

者ヲ反ヲ更ニ且自分モ濫リニ種々ノ讒言ヲ

受ケタリ如何セン中ナル暴論者ノ如キモノト大山

ニ注告メ又ハ鹿児島ヨリ帰リテ其ノ氣勢ヲ和シ而シ

黒田曰ク陛下大元帥ハ御聰明ニ在おハしまし是れが物又

論ノ議モ清静セリ

夫ヨリ二月十七日の黒田ニ詩及我弔丁ニ請ヲ

吟誦シ為御

七日晴

於西郷ニ書状ヲ寄ス変。如。是。ノ三字ヲ加フ

物ハ深筆ヲ加ヘ給ヘリ并ニ自ラ上表

黒田ニ書状ヲ送リ昨朝ノ謝答ヲ述フ又伊藤

ニ口演書ヲ見セ置キ且頼ミ置キタリ

昨夜所賦ノ詩并ニ王忽柏ニ和セシ伐境の土陽ヲ送ル

加セリ

大山旭桜ニ小引ヲ書シ大八ニ竄改筆セシ

楓林霜葉ヲ掃ヒ図為揚際

八日晴

西郷大佐ヨリ勅使ノ顛末ヲ聞ク委ネ寄ス

黒田ヨリ伊地知貞馨ノ返書ヲ来ス

昨夜ヨリ旭桜ノ詩小引ヲ大山ニ於テ集メ北居ニ備

話既ニ北京ニテ遼東還附ヲ談判セシ
三千萬両（テール）ヲ十分ニ払渡サヽレハ五萬人ノ兵卒
今ハ三ヶ月満ニ引揚ノ約束ナルモ忽チ引揚ケ多分ニ錢
利益ヲ計シ此等ノ軍費モ不足ナレハ三千萬両ノ純
出サセ先方ヨリ初終ノ軸也此度ノ達ホ銘金ヲ合セタル
一億二千萬両斗ノ金ヲ収メ得ヘシ一箇年ニ一億餘円
以テノ金ナラン是ニテ紙幣ハ或ハ廃ス可キナリ

九日　晴

大雪ナリ去ル長谷場ノ事ニ中斷二時間余リ
萬吉来リ境界ニ杭木ヲ新ニ置キシ工事ヲ監ス
辭退大隈大臣ハ罷職ニ至リ近々辞職セラルヘシト云々

---

米旗既ニ選
板垣ニ児玉淳
而堀真事ヲ
深山ニ来ル

大雪後晴
西郷ヨリ来書明日ノ祝宴ニ出席セヨトナリ謝シ返事ヲ遣ス一
寸中沼倉氏集会居テ某ヨリ柾ヲ
岩南坂白根新大臣ノ家ニ祝賀旨ニ服ヲ帰ル
円田ヲ訪ウ不在次ニ川晴ヲ訪ウ相田両田ニテ逢フ午下十時過帰
ト共ニ議ス陸奥会社ノ不都合ナル事ニ大ニ雲荒數事
遂ニ理財ノ方ニテ小財産差押ヲ為サレ伊東巳代治ハ
漸ク此ニ迎ヘ来ル大ニ協議済ム
帰宅晩食
十日　晴
小春天氣ニテ暖気大工人足二人来リ板塀出来

葬白川宮

東境崖上七分ニ垣跡ニ檜ノ木柱二本切リテ打込

亦又柏ノ木ヲ切リ杭ニ作リ結ヒテ支ヘ置キ

午後武藤梅吉来ル八代ヨリ車二軸ニテ図ヲ渡シ

翁ト共ニ・一覧ノ事論也

大八田銀蔵宇都宮ヨリ来ル 諸務ヲ報シ

稲葉鉄三ニ面会ニ行ク 夕飛脚ニ便リ

晴ニ大元気ヲ以テ〇午前小野崎宅ヘ書月

廿日葬儀ニ付参列ノ為帰宅ス

十一日 晴曇不見日 此日ヨリ白川殿下国喪ニ

出勤ニ白旗ヲ 天気寒シ霜アリ一天雲曇

白日旗ヲ半旗海上軍艦ニテ一分毎ニ發砲

---

伊藤首相赴大磯

一 植木二人

一 人足一人

歸リ氣分ハ宜シ葬式ニハ不参

此日小用箪笥ノ鉄具ニ油ヲ塗リ会計書ヲ調ム

大八持場棒ト用箱ト常用物入類ヲ整ム

駒込植木屋三人来リ松ノ木柳ノ枝ヲ伐リ

萬吉来リ境ノ杭ヲ打チ松檜モ植ツケ崖地ヲ造リ柏

木ヲ植付ス

十二日 火曜日

朝ハ書ヲ草ス 瀬川出進ノ野菜少山ヨリ帰リ鯛ニ手紙

三枚ニ廣告状集

此日黒田ヲ訪ヒ欠席ヲ乞ヒ出院ニテ不参届シ而帰

東京市鐵管問題中ノ騒動アリ

廿日 伊藤総理并伊東書記官長等が自由

改進黨ニ對シ熱心ニ周旋ヲ盡セリ此

時方ニ自由黨派疑念ヲ生ジ政府内ニ小混

雜ヲ生ジ伊藤ハ大磯ニ去リ陸奥ハ日光ニ避居

ス蝸牛角上ノ爭ナリ

明年ハ自由黨ハ政府ノ與黨トシテ衆院ニ於テハ多數

ヲ占メ更ニ任問題ヲ反對シ極テ不結果ナリ

廿一日 朝鮮王妃殺害ノ件ハ我公使三浦梧

樓ハ事實係アリトノ一說散布シテ伊藤ヲ狼狽

ハ實ニ意外ニ出テ甚頻年ニ城府ヲ去テ

和世田大隈宅ニ趨向ニ痕跡ヲ留メタリ

十一月十三日 曇

午前黒田ヲ訪フ舎弟狩猟ヨリ馬車ニテ来リ脱帽ノ

人アリ黒田ハ早ヤク黒野ヲ奔走ニ際シ

黒田ヲ訪ハントシ先ツ樺山ヲ訪ヒ西郷辭職ノ第

初ヨリノ對照ヲ以テ樺山大不平ナリ此度ノ戦役實ニ

武官ハ一言ノ間隙ヲ容ルベキナシ文官ハ之ヲ

何ヲカ言ハン行賞ノ如キモ武官ヲ先ニシ文官ヲ後

ニシ而我輩ハ文官ヲ以テ首賞武官ヲ其次

功ヲ論ズ且陸軍ハ姑ク措キ海軍ハ殆ト手

ナシ今般ノ役ハ海軍ヨリ賞シテ勇猛ナルベシ且戦

争ニハ勝利ヲ占メ居ル外交ヲ誤リ軍等

岩倉ハ朝鮮ハ始より行ハれざる事を朝鮮ニ云ふ中止
以て彼ハ小児なりしも大金ニ責任を負ハざる故ニ我
ホいまを収めて其心ニ背き意を未だじ今日を
始め其後朝鮮の政治を専ら事より穏ニ談ずる様なり
之を何ぞ養成せん況や王妃頻りニ銭
望帝より親任状を受けて当国ニ公使を任
ある全権公使ハ其国の極疑なるに於て云々陛下の
ものなり然れども唯彼我のみならず将来の日本を外人より之を
如何見且現在ニ至るも縦ニ為隷すて三億万
円ニ仕ニ消費甚だ稀ならず云何ニ
おそく又二ノ〇ある勝を訪ひ人々殺す大局なり

捨る人を彼一人のみ黒田勝ニしては形勢を如何
観念せらるも実ニ今日之事ニ一言なし
辞職ニ付高島子爵を訪ふ仍而辞職之理由を語り邸を
傍ら之国民新聞社ニ往き来らしめ辞職記載せり明
七日日報社ニ出勤せり云々
黒田を訪ふ芳川司法周旋中樺山子ニ結居并樺山上京
午餐を一同ニ食す
皇太子殿下昨日ニ床物次第ニ黒田尚方物移ヲ搬ス乞
黒田旧宅収鋳鉄会社の演舞并新宿別荘之華族
梓ハ家大根出入段断好物を供し気ニ入けり新宿将軍
之為を博す雨宮勝利して将例之暦

黒田鋼鉄
ニ備池あり
最も古き
葉石高嶋
世その刀剣
ヲ鍛へしは地突
丹波改之
美作ノ…

社中ニ抱へせし事聯あるし
話頭ニ橋本左内の馬用談ず平而酒場ノ雑誌
あり酒半ニ橋本綱常出而使をよせしむ入来ます
黒人白猿遇ヒ之経拠不明解去何等之角あるて
来りし研究統ノ之を併しても皆之ず委おる内閣ニ入く
言ふ従軍ヒドゾン神経ニ著す云々ナリと思ふ
秋雨出でて降りて物途ニ従儀あり今夕来る大雨降
雑誌あり○朝鮮釜山ノ浦にて鯛ニ平銀二枚賜ん
十四日 昨夜ヨリ甲子ヨリ雨降り時ハ雨降の後説（人ナキ）
正朝強風樹葉飄零ス園中ニ高飛楼
ナト究き秋風吹きせん歟ろ又甲子雨ヲ喜ぶ

強風両郷ヲ奪ふ山去れり 午前千歳坂ヲ扶持
子来成
午後は小将を訪ふて話す鉄管を得り三浦ニ
仕舞あり夜晩食之後日光ニ小説あり
衰退之候年齢之七十二年ニ就きて辞す
陶宅ヲ出す 午後陶ノ伊地知別ニ出身人陽
ヲ見に遣ツ

十五日 午後晴
松方ハ来り大蔵大臣を勝ハ氣を辞す
午前ハ千住ニ新ノ大師ニ灸ヲ据へて陶
途中ありし野一狩も実に渋谷千葉ヲ午後陶宅

井上伯ニ会シ朝鮮事情を談ス 言ふ

北京ニテ李鴻章と林公使ト談判済 償金四万円ハ昨日英国より清公使へ渡せしよし

○英国駐劄清国公使ヨリ英貨四百九十三万五千百四十七磅一志一片四分ノ三ヲ受取リシヨリ

---

十六日　晴

渋谷栄吉来り、屋上ニ鉄杖を金ニ。しそりい清国公使随員張諭ヲ招邀（待話）。より庭数百行ヲ付、花壇を敷き、花瓶を飾り燭行。張暁来家ニ来り、長谷も来り伴ヒ来ル。八幡道き迄飲食、お互ニ相徳を報明を得し来る。入大にいに楽しかして公能道を辞去ス。非常とも比して困ると言ふ。

十七日　晴　日曜

如何の事し、数寄を携叙の銭を出ス。来車。永田町まて松方ニ達す。其勝にし来り面会と言ふ。

松方殿迄行、来れ松方ニ勝を訪かん。奥東北国より向島ニ至り、長某家ニ趣く。琉球長江一路眺望佳なり。榎本宅ニ参り談話、杜宅晩より休憩ス。宿泊ニて男爵三輪甫一、広岡逸人、六七名来。集会園ニ懐中ニ栗川ハ揮毫せんと。其后ニ黒田日本橋中ニ新芳川ハ又竹(?)。揮毫ニて黒田ニ行、伊藤ニ自然。を文忠一件ニて小緒を東台堀半南ニ至る。あり初し。午後より廬川ニ至り島男を訪ふ。ニ名午湯。

結果謝儀として當用残高ノ分ヲ以て座ニ[illegible]

機嫌よく帰る 然るに臺灣大日ゟ二十年

借用證書ヲ已ニ晴ル約束ヲ果シ見すて[illegible]

半角（二十）ヲ失念

午後訪問 描画ヲ出して 数本[illegible]之ヲ手にて作ル

啜出ス女子情況之引入病ノ中ヨリ出[illegible]

酒宴[illegible]出掛ケ草履[illegible]上野[illegible]

魚類食料日活鮭一尾贈リノ物ノ為

子供之防ギ以防遮一物之宅（小[illegible]）入（ツガヒ）

正ニ以門[illegible]悟市之其處ニ向フ之艤補

五千人ト一般載セテ金門向[illegible]

実ニ辛酸ヲ嘗メテ漸ク岸ニ[illegible]

劉永福逃亡ス 兵隊四千總[illegible]天ニ[illegible]身体疲労

（水無ク水[illegible]海水ヲ飲ミシモ人ヘ皆渇シ船中上下）

（三段ノ五千ノ人ヲ積ミ[illegible]唇ヘ[illegible]）

（酒ニ[illegible]餓鬼ノ如シ甲板ヲ下槽水ヲ振掛ケ[illegible]魚ノ口ヲ）

（掬ヘテ水ヲ飲ムニ[illegible]手ヲ合セテ拝ミ上ル[illegible]水子口ヲ出シ数千）

（之人ノ水ヲ吸[illegible]有様[illegible]金門島ニ近ク人員）

（長サ[illegible]縄ヲ下ケ船ヲ揚ゲ[illegible]）

（翌日[illegible]人[illegible]岸ニヨキ着キ[illegible]）

（シ[illegible]実ニ[illegible]泉気[illegible]）

（[illegible]）

悟市ヲ誘ヒ 〇 [illegible]之人ニ望ム和ハ[illegible]

べし 周廻十五里 四五十村あり

十八日 晴 天気[illegible]

[illegible]十二時出帆[illegible]

[illegible]右眼痛ミ出シ涙ノ流止マズ[illegible]

好晴 帰来天氣 御園觀菊會盛昇なるらん（皇后ハ八年 人氣風氣）

伊藤参議ハ大磯ニ不来。○松方卿頗御機嫌ニ趣く。○

山縣ハ西京ヨリ東京ニ向ふよし 前日ニ朝鮮之郵便館

之事ヲ報出し 大坂ニて井上と面會談とて滞在

---

十九日 曇

拝來屆來る ○同茶會ニ宜侵し 且執筆

晩方より當所 觀菊會ニ參り 例之茶屋會 森山方ニ被

招請 下條観英上京ニ付 一所ニ參り 秋葉會

之菊之品評會之宿を請せし 八王子ニ而

菊を持参し 差出す處 投しに至る 四五十鉢

計り集り 持あり 會長ハ曾根義郎ニ而 出品者

---

なり 後藤ハ佛國公使之駐在彼都 何事長談中

耳を歡ならさるより 華族之龜井茲明之菊之

會ニて 今日 狩野被之とも言ふ

されバ板垣ハ近日帰京 去る十六日来着 風評之高し

自由黨ハ政府を敵ニ会しる 他改進黨之責任問題を

主張する黨と正反對ニ政府と共ニ運動し 而改

府之方針を固執し 而板垣引出しを旨と誘ひ

め 大磯ニ伊藤と會談し 而馳走 伊藤手ハ甚い

林有造 河野廣中 岡原義等ニ而 首尾

そし 星亨 中島信行等ハ 陸奥梗概より 伊藤

之中間ニ羅織し 而之を成就せんとの初 此ニ國

民協會ハ西郷品川ニ至テ大岡育造渡邊[illegible]等奔
走廻テ近接シ来リ改進黨モ矢野文雄ハ尾崎反對
一致シタル暗々裏ニ近接シ一筆新黨ハ其範圍内ニ
あつて楠本河島醇等ハ同盟ヲ政務黨派モ
一切チヽくワンくミンくケンくヲ林ト目茶ヲ云フ

廿日 晴

澁谷ニ至リ農校ニ而温泉ニ浴ス玄關ニ外戸西
校ヲ説ス識ナ奇麗ニ成ヲ拵リ
德安學習院ヨリ御園菊花拜觀ニ罷出ヘ
楊本縄常ノ言ニ不識ト語ル伊細安靜ナラ来リ住（ナラスベ）
醉量十四貫五百目ニ来リ神經通邊ハ喰通ヲ飲ム

此夜
劉永福臺灣
ヨリ脱走

二十一日 曇午後ヨリ雨

拙木茂三人来

午後一時ヨリ大山侯青山邸ニ國府會ヲ招キ會ス
折節雨ニテ來會者大凡七十名中帝國大學ヨリ直ニ會ス
庭園ニテ川上音二郎ノ壯士芝居ニ日清戰爭ヲ
劇ヲ演セシメ中ニ來ル陸軍樂隊ノ奏樂アリ狂言あ
リ中ニ兵ハ平ヲ川上ニ楠父子訣別ノ劇ヲ演シ
ス其中ニ樂隊多人數羅ヲアリ（リツポン）識ヲ擲ムル抜
人西洋料理立食勅任以上ハ洋館他奏任以下ハ外
館ニテ立食山縣西郷両侯野津大將山縣川上両
中將黒木兒玉樺山石黒両醫監等客ニ傳館付

ニ海軍陸軍之参謀嵩後西洋人ニ為手躍あり
梅本内話先頃使ニ而黒田ニ到し變擇せ玉ふ事
故ノ納セさる事ありし時岩倉参之御命ニ而段厚意
被下之御情ニ実ニ前ハ首相 陛下ニ内奏し奉由
ニ未識ニ新宮辭も不宜ニ而擢ちゆ上て宜能もよ
新氣之様子ニ黒田ニ知らせよとの厳令ありて実ハ宮内
大臣も侍従長も一切不知申候
昨日大礒ニ参り首相容躰不宜体量ハ十四貫五百目、
ニ職殺し且神經過敏 唯ブランデー蒲萄のみ酒を好ミ
飲み殆不眠なり且ツ内外多難ノ折心配多く之為め
身躰非常ニ疲勞せりと云々

且進ミ且退断
奮發ても
傳ノ為メ大智
ナリ

朝八時頃雨泥ヲ衝て帰宅
山縣侯一昨夜帰京ニて顔色も瘦し
野津山地川上等ヲ厚クスベしと仰す
黒田西郷ニ為来人ニ候様当見内其人ニ如何ニ哉ニ付其人
ニ言を托す
廿二日 雨時陰霽
戊寅己卯之伊地知剣為之一件ニ書類悉く起草
十九二十日二十一廿二日ニ書了す三十條策ニ而事数條
を帳冊と為し花本と為す
午後黒田ニ舊故す途中赤坂ニ而木ニ営第三聯隊
近衛兵凱旋ニ出逢ふ凱旋之盛運ニ及ス擇煙塵内

百戦之役ニ顔面憔悴実ニいたハしき容貌なり
黒田を除しての枢密院ノ議事なり昨夜ハ不眠
暁方一睡ノ假睡ノ間ニ奇夢を見ル上杉謙信
来りて頭を蒲りを為す此日ハ娘梅子ノ誕生日
蒲らんと云ふ予曰く謙信ハ今様女の頭に治す
化け物ならん眉ニ唾を付けて能く見すと節十指数年て
目を覚見ぬ跡ハ嬉しく笑ひしく熟睡せむとしハ昨夜書あ
帰り帰り川上音二郎ノ蒲又ハ兄ニ御言葉を写
き究開不眠中より女役ノ紫を引縁せしと宛
笑ひすぐ当節ハ脳衰の感ある解せし諸事を
黒田ヲ吐ス気概せり

---

松方ニ伊藤ニ於ける皆曰大隈を謗ル又松方ニ
陶京ノ際ニ至りし鬼謗点ニ至りて前後何用何語ニ根
底あるきし狼狽ハ実ニ動かし且ツ叙ニ陸海軍功業
無ハ文官ニ及ひいまた海軍ニ至りて及ばず水雷艇
定遠を破りて大功を建てしいまた何等之功労
如此ニ至りハ何と云ふ己ニ於ニ役武官ニ一言の
間髪入れ文官ニ至り選ハ実ニ絶無ニ至りて過
事ニ勇敢にて海ハ家ハ伊藤の於ニ出古まし
ニ於て何不徳ヤ始終不評判なり
鋳鉄會社ニ而ニ落人ヤ於ニ於ノ人師ニ起り
金銭ハ云ふ者ハ縛り銀行諸株ニ影響（會社）

我與へしも中には実に可怪なる中にて雨宮は臼井峠に険（碓）
しき峯木驛井澤迄の當用せし地先ハ六十萬
圓に始めて唱へて該會社の株を抵當として若銀
行より金を引出し鋳鉄の工業を始めて勝
ちに議の（後）信用家より出金を促しぬし本家より十
萬圓を出さしめ下りて百萬円位ハ実に場所ま出つべ
き勢ありしも却て打れ十五銀行の鮮殺に先きを評
家こに貸したる資金を抑へてち鉄管の株を買ひ
取扱にて勧進して該家の株を買ひ取りて雨宮は
発屋を招め立て勝は不勤ありしに付命ニ大訴
訟を起して結局勝利を得たるは元八世

前も出す所説あり
内閣書記官長伊藤巳代治は打場師に巨擘
にて雨宮の騎野は結托し雨宮野り新宿に別
荘野場に住来し該採も打揚げて
不在せし其新聞に記載又は虚説をあらぬ
新宿将軍の別荘ハ方美人有弁花容
人の目を楽境にて戯を種々詐偽に製造
ありしと
岩崎（山）掛をし別荘一ヶ位の駒物をあつけし萬印の
黄白あらしハ眼ひ由テ兼を怪しむを飛ぬし
松方内閣御新ちに出頭の際に重鍋ら到る将

来ル形勢を至極ニ憂慮し臨時議会を開く
時ニハ氣燄ヲ張リ
此節表面を見れハ表ハ黒田と松方のみ云て
伊藤松方之間も不遠知和解すべしと推
大山ハ俊敏有斷甚好人物將來望く可
従西郷ハ如何けれとも謙遜へハ海軍ならハ我職
責ニ和のみ實効を立てを擴張論ヲ趣向あり
大山ハ國家の全體より着眼し且公平ナル所
見あり
山縣ハ弱かれともでドコク強い処あり [illegible]
宜し

此節井上寺の
君焼き婦人
教する懐崇
世縁なし然る
あり大山曰く
風流にも害
屋守ハ在家
此家の侭又
常新美と

伊藤ハ去ル十二日御前ニ出て内奏し自ら去て大磯
ニ逃避せり去ル十七日板垣ニ面會せし所自由
黨ニハ関係なり少紛紜云ふより蝟集謝角ニ筆あり
黒田くまれしてつぶ河ハ牛を衝太后の異所芋先生
松方内閣ニ大隈ハ枢密顧問を板垣ニ面會せし
を免官せられし今回自由黨ニ入し様ニハ信托せ
り又大磯ニて板垣ハ伊藤ニ面晤せしハ昨
非所是世運ニ関して決し而論ずべき
事ならんに
先年ハ板垣ハ嫌ひ昨年抔ハ電話ニて嫌ひ
面會を要し先ニ来らんとして要求せしに

今年ハ貴衆両院ニ於て却て大騒動ニ有るまじ衆議院往々盤さる方をすゝむとも決して勝ば云ふて松方を去ると他党言を陳く慎むべし針ほどの事ハ棒大ニ報じたる大事と成べし深く慎むべしと戒持せり識者ハ時勢ニ萎微せるを警めり今般信聞ニ現る稲者ニ葉歌を出しきて論

二十三日　新嘗祭

旭旗ハ連つ日ゟ印無ハ近衛兵台湾ゟ凱旋せり各新聞ニ自由党ハ宣言総理板垣の撤文ありし昔付あり○友千鳥もそ少書も軒下保存

主知り若汝ゟ暴き病気ニ診ヨウてもても右腕失力れなし廿日計○洋人ニ呉ゟ教お内列ゝ見菊七下條は出ゟ吉他海軍見合ニ勉識ハ有事績し劉永福脱走之実變ハ洋中ニて英国船を捕へしゟ勝勝し密意ゟ出て九ニ英艦見合ニ出翔を遣たるんて劉永福宗要撃ゟ中ウハ公言せざる為の首途を英艦ゟ英国政府照会ありしが英国政府ゟ日本を罪するを不当とし日本駐在の英公使へ電報を打ちたり拘もし不都合と思ひ植木沙人ハ木ゟ南の七斗の木ニ杖を手ニし幹を言ひ笹山ゟ一所ゟ伊地知幸吉ニ言りを通りて石塔

○真亮山王
祠ニ詣集
り清の母
家揮歌集
○哥録来

灣ニテ方ニ議定すべしと

廿四日晴　早起園中小径を作ル

川村伯ノ為ニ　昨夜日光ヨリ帰リ　華厳ノ滝ヨリ二荒
山湖元ヲ廻リ　中宮祠ニ泊シ　足尾銅山ヲ見　鹿沼ヲ打チ
来ル　而シテ時勢ヲ語ル　朝鮮ノ件ヲ話シ　伊藤陸
奥ハ同罪ニシテ　山縣ハ扨見シテ　勝翁ヲ柄ヤセ
亦旅還ヲ帯テ上ニ申議ス　其意見ヲ述フ　勝方
雅還セリ　王國ニ王妃ヲ殺害セシ事ニ　英ニ挙ケ
ニ清ヨリ朝鮮ノ事ニ付　中天閣ニ伊藤陸奥樹
島起直書翰ヲ持来ル　毎ニ一見改むべしと
て陶ら

在宅晩餐食　校資治通鑑ニ三四を読む

廿五日晴

採木屋二人来ル　去園前ノヒバモミノ木ノ枝第二
列ヲ以テ梅ノ木ニ枝ヲ伐ル　○松原謙来ル（蕎逆丑年辰ノ字）
ニ剤　川村伯日ク　麻布即討　後話移時去ル
ニ功労ニ不順ナル文ハ　野雑ノ使ニ選ヌ
是非伊藤ヲ初メトシ傲慢ハ首相ノ失徳　松方ニ
大隈黒田ニ柩密ニ首相ヲ欺キ　ヲ子
ヲ洋田首落磨テ　西郷家ヲ午餐且ツ免
銃猟ノ鹿肉ノ抱モテ来リ成　伊地知前ヘ著冊遣
印身ヒミテ　西郷大山黒田ニ譲ルべしとし

松方十七日ニ
晴ス良キ言フ
今ノ松方ト從
セテ十数日ノ後
去セリ

四辻ヲ以テ松具ハ蒲國又ハ低ミハ勝房ニ會ス未
於テ參文部大臣官邸ヨリ黒田伯ヘ電話ニテ報ス
只今來話アリ之ヘ一ニ來リ乗車黒田ト為ス勝伯
午後六時頃ヨリ又來話アリテ晩餐ヲ共ニシテ帰ル
夜ニ黒木熊本縣知事ヲ訪フ酒肴ヲ饗ス晴有盛宴
ニ需ニ應シ揮毫九時過帰宅

---

廿八日　晴
裱装職二人来ル松ニ枯葉様
午前勝ヲ訪フ昨日来久世ヲ訪ヒ不在ナリシ松方
ノ所ニ宅ヲ訪ハシ又黒田伯ヲ訪フ世ハ頗ル艱難
同人来リ黒田ニ辛勤ナドハ國家ニ關係アレハ
決シテ世態ノ時機ニ頓着セズ凛乎タル精神ヲ
以テ卓然自立シ氣運ノ變ヲ達觀スル者アリ矣
勝伯ヲ推挽スノ説スル黒田ハ之ヲ拒斥セズ一向
純々寛容ナリ嘉シ世ハ陥穽ムツカシキ兆候ナルベシ甚
千坂米澤ヨリ来ル議會ノ話始ヲ知シ
ニ来ル午後ハ雅友ノ議勝近事新識五六名招ク
晩方湯宅ノ招飲刀傷ノ新来男ヲ見ル腔痛ヲ調ム
元三小西ヲ訪ヒ待テ一寸話シこゝらい帰
昨夜四十七松具ハ蒲國ヲ判好ニ法ヲ

---

廿七日　晴
終日熱氣甚シ好ノ夢行ニ氣熱アリ

桂手職記ノ末 粉ニ投ゼラシ
大八風神 以居吹来起之頭指葉
雌雄ノ奇ナル毒氣頭腦ヲ宣明合ス得ス
記者ニ辭シ静ニ古ニ夢怪ナルコト而モ地蜀
ゴロ捷樹ノ頭髪ヲ繞ル位ナリ
松月兎ナリ 池ニ遊ビ鯉ヲ飼フ佳ナルカナ
假山下宮紀ヲ給フ丹華叙列ニ記ス

廿八日 晴

標本職記ハ 松樣ニ有ル仕舞
町二丁目家ノ塀ニ鬼子ヲ白臣給ス收統シテ寄ス
地面（手川町五月十七日記）ニ写ス東境ノ地図ヲ協セ於

---

右ニ移シ 去ル九年六月下（午後五時）浚テ路正權者
王事ノ擴査明治十二年 地券様ニ相成ルモノニ寄
持主ニ当家ヨリ私議スベキモノニ非ズ
小菅義塾四月ノ旨向御（ニテモ）相成シ 植樹ニ随テ又モ
一哩長（キモノ）ニ壱丸日ニ完（成）擬ル 廿九年一株（ニテ）葉シ
通行（ニモ）シタ植物ナリ 将来深ク其希望ナリ
館山製練場一株四月ヲ以テ國府ノ購入スル所
資産名ヲ長官大将陣（コレラ）陸嚴達 根太ヲ
（ハガシ）石灰ヲ撒布セシメ山手嘴（ヲ）門ニ人生二人
松枝ノ人（事ニ）出張（ス）人夫

山縣　坂
仁礼　高島
樺山　安
黒田　佐野
大木　大隈
松方　井上
林子爵
山田　河野
柳原　井上
森　吉田
堀田　吉原

黒田○　西郷○（伊地知高島）　榎本○（全）
大山○（児玉）　川村
渡○邊（田尻）　副島
吉川（きよ庵）　のむら（松岡）　西むら（牧野）
伊藤（伊東　末松）　しら根（野木）　むかし川（原口）

---

松方等卿且陸軍卿ヲ編成あるをいまだしなり以て寵

二時より帰りむ

廿九日

朝粥未納帯并出勤之古家を伺かしむ古家

之も出来事之り　仍而高木兼寛子於診

上野

とのんす　割済まで来ル
去ル六年外務卿ニ及九年六月十五日播磨屋
図面十二年改正授与之地券ヲ竿坪数算
当分より返　ヤハリ　此地を定メて八百七十九坪余
有り二番所之圖を取買　明候出す
服部之陸物等を　離ク御件ノ　村写物三葉
松揃衛編氣　刹眠覚め不安
三十日　晴
石報告之客於を云ゝとし明刻之
同じ午前九時来ル　に中来る
勝之　十五月廿日　伊勢修理の　勝安芳

昨夜ノ待合ニ社ノ臨時ニ赤十字社ノ会計サレバ橋本ノ為ニ

橋本氏葬ニ付参拝法会す

故橋本ハ兼テ胃癌之病気ニ罹リ居リシカ去

赤十字病院ノ新外科長高橋某ノ切開

廿五日治療ヲ施シ了ル二十午後ヨリ貫山随宅

当ニ同済ニ一部サリシニ臨終

の腫瘍モ右胸ニ下腹部ニ至リ肝臓ニ及フ

なし切開セシモ橋本ハ赤十字病院

ニ治療ヲ受ケシヲ以テ遂ニ葬儀

ヲ為シテ葬儀執行セシニ二艘

昨夜ハ仙台ニ岩井氏ト大山巌侯ハ一寸来ル

出棺君田中ト同家ニ一寸寄リ睡

其ノ形状ヲ観察シテ

之ヲ稀有ナル胃癌ト認メ東京ニ於テ

今日沢山ノ気ヲ帰リ千葉ニ

初メ京都ヲ発シ天皇陛下ノ御奉迎

橋本ハ未タ橋本ノ切断

其ノ後数年ヲ更ニ

勝ラ猶ニ来ル

ス種物ハ種小ナル陶宅

辞セシ晩禁酒。咳平

福島ニ付思

十二月一日好晴霜花如雪

○税所勝与而ニ于東行ヲ断リ

○高島中将臺灣ヨリ帰リ着京

出雲帝ノ嘱屋資治通鑑三子五史劍

ニテ備設世説辞十七帖佐法高意把

遣瓶ス、朝子遣スニ其云法山為臨

ス也

井上朝鮮特派大使廿七日来ニ付神明三十六

回航ヒタ修接源ノ務船ニテ摘写ヒ宴ハ夜

帰リニテ不面白事ナルベシ

晩方高橋醫ノ外印動三十四時頃ヨリ来ル

診ニ大ニ好シ洗人ヘアーゲヲ羽ニ偏キ起ホラ

クイを掛ケ同傳二本松ニ人来ル、帰リ之支士

等テ来確近千来尚ニ見テ来ル

---

大八今日税所篤廿三日出河野来訪

尤不在也

橋本陸ハ大蔵ニテ来伊藤ノ係随ヲ訪ヒ通ニ

ナルベシ又義勢ナリ

伊藤参問モ拉甚自然意ヲ徒耗シ議会ニ準十

傍ニ出来ナリ甚大隈ヲ徒耗ノ方向居ナリ

大隈尚ヲ立論ガ維持上ニ冗モ出ルニ第九識ニ

居ヲ過ギテ評ナルベし

今日十月ヲ望明月更木葉猶城

ニ初メニ見卯ノ

大八十時頃ヨリ河田錫ヲ尋ネ同宅

閔后廃后ノ策安駉寿ト稍ヤ性情ヲ同フセル金嘉鎮カ辞表ヲ出スト直チニ之ヲ聴キ李範晋ヲシテ以ニシテ安駉寿ノ辞表ハ許サレス

金嘉鎮ハ高永喜後任トシテ日本公使ヲ命セラル

## 韓廷十月八日之変

大院君訓練隊ヲ率ヒテ宮中ニ入リ改革ス侍衛隊長洪啓薫之ニ死ス

王妃閔氏ヲ殺害シ喪ヲ秘シ廃シテ庶人

国王金宏集ヲ内閣総理大臣ト為シ朴定陽ヲ総理ヲ罷メテ内務大臣ト為ス

義和宮日本ヨリ帰ル（欧米六ヶ国特派大使ヲ命セラル）

訓練隊ヲ廃シ親衛鎮衛ノ二種ヲ編制ス

訓練隊長李斗鎬禹範善逃ル

義和宮特派大使ノ任務ヲ免セラル

十一月十六日井上特派大使発朝鮮

同月二十六日前王妃ヲ復位セシムル詔勅出ツ

二十七日過般王宮内ノ事変ニ関係セル者ヲ厳重ニ取調ブベキ旨ノ詔勅本日発布

同日旧訓練隊将卒ニ対スル過般ノ事変ニ就テ罪ナキ旨ノ詔勅公布サレタリ

同日各国公使参内国王陛下ニ謁見シテ忠告スル所アリタリ

各國公使ノ意向故廃妃閔氏ヲ復位シテ其喪ヲ発スル旨韓廷ヨリ京城駐箚各國公使ニ照会セシニ各国公使何レモ満足ノ意ヲ表シタ

軍部大臣趙羲淵警務使権濚鎮ノ両氏ハ

李道哲

李範晋

一免官セラレ李道宰ハ任軍部許璡ハ任警務使

如此態ヲ呈セシ間廿八日午前五時朝鮮宮中ヨリ内應ノ舊侍衛隊二百餘名宮闕ニ乱入セシモ訓練隊ニ打退ラレ暴徒ニ隊長李道哲沈萬ヲ李啓康等傳ヘ親ク暴徒中米國宣教師（アンダーウ井ツト）等加ハリ居タ

說ニ曰此暴徒ノ巨魁ハ露國公使館ニテ十月八日ノ變動以來潜伏セシ李範晋ナリトノ事

李範晋ハ十五年ノ亂ニ閔妃ヲ大院君ノ毒手ヲ免レシテ京城三十里外ニ逃去リ閔妃ヲ擁護シ危殆ヲ避ケシメタル人ナリ

---

露公使朝鮮政府ニ迫リ大院君ヲ幽閉シ故閔妃ヲ改メテ國葬シ日本ニ潜伏中ナル禹範善ヲ逮捕シ處罰スルニ決セシメシトノ說アリ

此範李晋李道哲ノ暴動ハ偏ニ八日變後ニ大變ヲモ此儘ニ危殆ヲ避ケシメシモ大院君屋宅保木ヲ遭難ニ加ハリシトアリ

此時井上大使朝鮮ヲ辭シ帰朝ノ途中神戸ニ滞留中此變電ヲ接セシナラン三十日神戸發船今十二月一日午後四時横須賀着船七時品川ニ着内田山ノ邸中御宅ヘ帰ル

二日晴

川上将軍薨
去ル十日面会

第吉来リ長屋大掃除石灰ヲ撒布ス
喜数千代妻ヲ迎ヘ戸〻検査ス
黒田嫁ニ切開ヲ乞フ帰リ
長沼徳次見舞ニ来ル○税所ト大八郎来ル
シ○村谷沢来
夜高橋種祀事備帯巻換済リ創白い
宜しきよし
家鶏ヲ売ル晩餐ニ供ス○今夕ハ月蝕シ
三日 好晴
祝雅来十郎院ヨリ洗米ガアゼヲ求ム
車ニ而梅吉自用ニ他出

第吉来リ掃除ヲ為ス仕舞ヒ（長屋也作四十坪計リ石灰ヲ撒布了）
勝ヨリカルヽス炭酸餅二壺見舞ニ到来返書ス
黒田ヨリ稲毛鶏卵三十個見舞トシテ贈ラル使ニ返書
八ま古沢来ル
晩方寛ノ藤来○高橋種紀ヨリ不参ノ断ス
久米モ三郎来
昨日川上操六氏会葬ニ付聯隊壁帖ヲ出シ日本寺
瀧章ト伊藤ヲ寄リ職年中記清史
吉横ニ御用モ（とま之）
大八ヲ郵ニ税所ニ参リ面会済し
四日

新税所頭金策本部頭等給ふ此夜ハ来臨也（ありて）出京河野
右衛門ハ毛ら勝実ニ藤村伴雄命ニ不掛しきさし
より勝海舟を訪ひ帰宅せし
高島寺将ニ昨夜帰京ニより
清國公使館ニ昨日我各大臣を招き宴会
よりて来人物ニ面会せしもあらし
午前高輪種紀乃弟深澤診午飯後出す
戊辰赤坂延遼ニ而高島得西園寺公等と
言ふ新政府一新ノ為紀念ヲ贈し
明太吉ニ当村ニ長政を迎へ非職ニ着しまし（たに）
以官職を𠮷を淡而新川村隠之

西郷大山邊ニ呈す書を認し平田等ニ返答
ノ物ハ某送す
お鶴ニ乞ふ菊を栽遊へ見舞ニ来る
祝義礎為迄寄贈所ニ金二十円をこし候
義手和歌之す柏田庄ニ而孔おニ拾乱
備用名前換讃請求せし
五日　風雨
今日ハ家君之十六年忌なり風雨ニて山ニ不到
且腫物ありイタガユク陽光を待つのみ
孝子難酬海岳恩蓼莪篇罷獨銷魂今
朝不奠青山上風雨無由掃墓門

ヲ請ヒ賊ノ両遣新ニ拝辞ス而已

税所陶器等持参ニ而梅若ヲ贈ル　梅若来

梅若ヘ卅両被下候由ニ而懐紙美金二両ヲ贈

ル　鍋刀ヲ税所ニ見立但風扇ニ寄テ税三延門

ス　昨日ヨリ宜澱風邪ニ而不参

高崎五十郎来ル　世話人ニ而談合成ル

鶴卯一新比度勤務ニ税儀ヲ生シ

赤十二字高橋ニ而諸家へ添合ヲ以議論候処

ヒニ来テ国ヲ訪ス　井上学業ヲ賦シ

税所ヘ至ル明日出発スベシ

六日　早朝烈風雨催

税所風邪不参　午前磯御邸へ行く

資治通鑑三国之諸葛亮之漢中ヲ打ツ迄ヲ

読む○税所今日出発ス

徳大寺済遠来ル　異様ノ命ヲ受ケ帰リ

此航海中其ハ馬関ニ而行ク也　徳大寺龍田ニ乗込

晩方閑叟ニ行ク　不日東京ヘ参ル

此頃ハ岩倉卿ヨリ宮内省君ヘ文三通

二ノ動徳ノ事件一等擬此レ也

二六尊大久保吉井君ト越前殿

堀根ヲ持出シ文二通君ト

持出ス一抱ヒ持出　宮刻ヨリ立テ十二時迄

おしうらプを持ち三絃を鳴して何んやら謡ふに八サしと声せて鶴亀あらん年を立てし内昔々の團十郎も覚えず其の演ずる泥坊カハイツタ誰ヶ来てしく声がしてヒツト目覚め直ちに駈け付けして少女小走りで門を追剥の体暗黒不辨なる物影を照らせしに右の品を増見當りし賊ハ品物を置き棄て逃げ去りたり翌朝起點せしく何も取られ不去を候ば幸にて中わり此節の風説肌かし卿中に合檢を與へし而親類は大いに驚愕せらる午後蒲田ニ候アトト遣こし就寝廿日中に晩春ニて身を纏ち芝演劇を不讀

ありしか御寝室に刀身を拔きしあり

七日　土曜

越後屋より來り品物を檢査せし我十九回記之ニ記聽落蘭霜稱 ○ 晩方左衛門東來り信州松代藩人ち復讐を遂げ某妹かりしとぞ可二郎講談家ハ塩路ニ座出矢出す高橋鶴斎ハ洗談ハ二本松戊辰之役丹羽丹後丹羽一學ハ頑家ニ碑抗敵能はず遂ニ一學ハ割腹落城城ハ灰燼ニ歸し信長秀吉より傳来之武器ハ一切落失せり實ニ人物ニ乏ニ高橋ニ兄成田泰京都ニ於周旋せしも遂に伺ふ奥羽盟軍

平河町五丁目
十七番地
地坪
（九ニ通）
七年五月
（官ゟ絵図ヲ以テ渡サレシ地租帳）
〇九百三坪之
九年四月東京府ゟ測量図
ヲ以テ達セラル
〇八百三十六坪
九年六月東京地券掛ニテ
官員再検査ス
〇八百七十七坪
二合三勺五

与ミし軍隊ヲ率ヒ戦死セリト〇増子系ハ行老衰

伊豆之伊東ニ避暑セシか

創和ゟ論し好める刀派ヲ試ミト為しと云ふ

挍閲者東京遠城讓ニ唐都ヘ去ルヲ訪ヒ佐藤

東京地券面坪数ハ九年改正ニ節東京

府出張之地券掛ニ再検査方付ス　十年九月授

與之地券方ヘ出シ取調ヘ方ニ付キ参議セリ

八日晴

野竹ヲ買ヒ所ニ邸内ニ番所ニ垣ヲ結ヒ防禦セン為ニ

午後風呂ノ湯十日余不ノ為垢塵如泥

明治十一年十月授与東京府九年改正地券
〇宅地八百七拾九坪七合七勺

八百七十九坪
七合
二十五坪
〆九百四坪

渾身清爽創口も漸縮小す〇祝花衛部ゟ贈ル此の為気平安

晩紅林村居收家入来相話〇男ハ新ニ彼ノ青山ニ墓地之議ヲ為シ

丸ニ東京部所職員東京ニ入リ〇是非東京ニ通ヘ候様ニ勧メ様ニ参謀部ニ於テ

九日晴

塚博来ル境界ヲ定メ呉ル様頼ミナリ其方ニ於テ

九年之改正ヲ以テ遵奉シ其旨別ニ一筆ニ見ル協議

之付方可し

鎌山乃来臺灣経略撰定ノ状ヲ奏シ指名ニ依テ参謀

部ニ撰兵ヲ以テ周旋セシ者ナリ河其相談ニ着手セシ

切ニ不宜伊地知副参謀ノ追テ此為ニ論セリ

午後高橋醫員来リ繃帯ヲ換ル改テ創口ノ縫合ヲ

理契よくよしといふ
僕吏（ミみつかさ）本境を務す
老齢好静にて退役時[illegible]高用にありて叙位
ならん一瓶を勧む（ベルモツト二瓶）を携来
十日晴て
午前勝田孫彌来て南一郎[illegible]を委嘱を依
[illegible]支那後を[illegible]秋[illegible]下[illegible]猶存
瀬水流れ来り以来山本小笠井傍の境驛に出
されとも耕作設し二十一年[illegible]に至る
午後[illegible]全平[illegible]来り訪ね君家系譜を[illegible]
佳女歌を見せ[illegible]して帰る

基隆より[illegible]勝男[illegible]来り情[illegible]
鑄鉄会社一案[illegible]
も摘[illegible]辞表せり三浦[illegible]も困[illegible]すべし
長谷川致敬従四位[illegible]藩[illegible]我[illegible]
光榮[illegible]勅任官[illegible]勅授[illegible]位を[illegible]
識の異数[illegible]勅任[illegible]
成ら人[illegible]委任の一昔を十七年勤めて勅任
[illegible]低頭し屈膝し[illegible]
相衰[illegible]十年[illegible]勅任[illegible]
る[illegible]十七年[illegible]委任一昔[illegible]
硬[illegible]遂て天皇御璽の勅授從四位を一昔

奏任まで此叙に亦締策を申すり囲碁ならハ井上伯

に朝鮮（ナガリ）問題ハ蛸の脚の如き問題ハ露と露骨し強剛志

率先とする頭を擡げて書に長蛇の陣より立り

書如し今に新男爵を子爵侯爵に跳動

任官若令こて子文井上伯朝鮮の難在を少なくて又

嘆きても不慣小村寿太郎トカナンドカ此人を犠牲に

供する手清国ノ上けの公使を充てらるゝ乃文朝鮮

之難を日本派せられ明治元年西郷南洲の遣韓

使朝鮮征伐に明治の月薨の如き如くハ国

家を真に艱難を事とす虎狼を撲滅する何者に人才

恐らくハその男爵勅任とか何とかして他の人あらん

---

伊藤侯爵
自由黨ト結
托ス

大勲位菊花大綬章勲一等侯爵内閣総理大臣伊藤博文公忝ケナクモ畏クモ宸翰ヲ賜ハリ朕自ラ卿ヲ保チテ卿ノ啓沃ニ頼ラントノ君臣水魚ノ劉備ノ諸葛孔明ニ於ケル後醍醐帝ノ楠正成ニモ勝カル契合ナルニ去月十二日華族閣下ヲ辭シテ大磯ノ邊ニ逍遙シテ却テ民間黨派ノ首領板垣自由黨派ト大磯ニ於テ結託シ陛下ノ御宸翰計リニテハ功能薄シ民間ノ滋味モ嘗試スヘシト四方八方ニ氣ヲ配リ改進黨ノ大隈モ国民協會ノ舊從陪選擧干涉ノ松方モ馬歸車輪廻ニハ廻ハレド三田ニ和世田ニ駈ケ回ハリ百遍廻ツテ烟草ニ仕マショウ（大磯ニ於テ）此ノ中心點ノ情人的ト談合

光菊ハ當時
覺吾庄島
ヨリ相乃サセシ

評者曰ク牛ノ衝○○
キ合ニアラズ

評者曰剃刀ハ
ノ葉ナリ氣忽端○
ヽ山刀ノ○○○○細ニヨラ
ズ

契合（孔ニテ殺セト）呼ビ廻ハ（ルハ）美人（ニアラデ）男子（ナリ）男（子ニアラデハ）婦人（ナリ）婦人カ男子カ藤カ板カ將タ菊カ藤隈素（ヨリ）両立セズ才ト才ト衝突シ氣ト氣ト相離レ中間争至ノ甲東翁斃レテ後ハ互ノ疎隔偏執ハ日増シ年増シ増長シテ一方ハ在朝一方ハ在野ト陣ヲ据ヘ蝸牛闘角止時ナシ然ルニ一方ノ板黨旗ヲ捲テ憩援シ中島信行河野廣中林有造星亨大江卓等（ココヲセンドト）潮寄セ来リ政官テハ帷幕ノ中ヨリ伊東巳代次群小輩ヲ指顧シテ唯我カ一身ノ居リ場ヲ安固ニセントヒシメク有様ハ危ナカラモ投蚤ノ飯粒ヲ逐フ如シ此今日日本帝国ノ有様ナリ朝鮮ト相距ル五十歩百歩ナリ此間誰レカ大識見アルヤ天子様ト御百

姓ハヱイ面ウノ皮ナリト校書ニ来ルモノ如何ナル人ヤ熟ラ視聽モ有形ノ馬鹿モノハ警察スルモ無形ノ馬鹿モノニハ目ガ届カズト見エタリ

十一日　水

午前園庭散歩 [illegible] 北陽ニ [illegible] 土ならしの跡を據す
午後高橋經治来訪劍道を説き大根益なし
伊藤經理ニ大磯ニ全快ニヨリ
根岸柳嶋ニ [illegible] 予死去白寫物代三十三銭ヲ遣ス
白根専臣訪ね来ル黒井特ニテ来ル

十二日　晴風

昨夜 [illegible] 次 [illegible] 大 [illegible]

午後五時頃火事金杉橋辺より出火北風烈しく大火と
相成り　日吉町にて新ク理髪店ヲ開業　柳橋雄子
牛肉おき買ひ山田ノ帰り　ヒヨ鳥　ヒヨ鳥（みかん）
の湯　島前にヒヨ鳥三ツ出す
赤十字社に茶を求めて出す
十三日　晴　四十六度　霧有和
午前つら　近傍写真年分返す
午後浅舟柴田見舞に入ル大人みの孫も
出つ若狭之舟二ツ孫すもおもちや（きやしよう）
金物屋を恵与せらる　山口泉水属　於芸
是より帰開話し　○今日は高橋不来

谷屋六郎入来　甚道ニ外初ヲ傳世傳ノ四年振
そこ来り売らし　中車大附手勤ム　京岩男之ゑ
紫姫き多ろ　○遠藤氏（べにモト）三丁　樋口龍境
昨夕之火事ハ八百三ノ類焼失
十四日　晴　風　四十二度　午晴
米俵ヲ買ひ取り隣ノ池水ニて話ス
黒田氏の見舞として小鴨一羽鶏卵十五箇贈
来る但し湯の事し
与謝野より　お徳が滞りつゝ　紅葉殿を忘
年寄ヲ行く（言ひ含め）
於昇起産　探花備へ古稀ニ和讃

與君離別五經年忽遇干戈何惨然心折[illegible]
断金能礪名眼看滄海變為田同洲戦
伐堡俱流血廿載交歡未隣壁煙聞説西朝
通玉帛祥雲重尉日東天

六八ちハ、乎山に按定せしむ

大山ノ觀桜ヲ諾シ判行　伊豆氏　三男七を贈呈

伊豆氏結婚祭等を言ふ

午后四時ヨリ両女をつれ紅葉館に行く夜宴

三條公に新年の祝詞をなし夜十時帰ニ三

此日も又[illegible]御見舞○祝詞中御[illegible]（磯遺邉泉丁に在り）

十四日　晴

---

露国より帰
駐韓公使
スペール

此夜雷雨あり[illegible]

昨日来某邸万吉墺[illegible]

午後墨國を訪ふ較く語り露国公使館

ニ晩餐ニ招かれ朝鮮に新任の公使スペール

氏を始め安陪[illegible]宴席にて此晩も両国の外

相ノ[illegible]接待[illegible]露国（ナヒモフ）軍艦[illegible]

[illegible]韓[illegible]

[illegible]艦隊六[illegible]英[illegible]

[illegible]軍艦[illegible]力[illegible]言[illegible]不成[illegible]

[illegible]世界ハ鐵と火との[illegible]万里の地球上ハ一[illegible]

[illegible]火の力[illegible]海上[illegible]火[illegible]

今の裁判使も是迄六十餘歳を経候として向駿劉隊長人

それが中この者の名べし

后日欧洲に於て帝王に言ふ語は皆佛蘭西語なりと云ふ

黒田鳥森久保町原島雄雉子二羽を求め持し來

十六日晴　午前寒暖計四十四度　午後五十一度

毎朝霜あり池水厚氷を結ぶ（隊九時起勤安藏帰）

今日は臨時大祭以て招魂社に於て西洋の樂隊練

有り錦の烟火又は樂隊の奏樂ありと云

兩陣幽靈先歸詩を寄せ渥美求む依て書す

午後厨劉兩國家族を携へ參遣來り移徙（せしむ）

來り大八を請て大山に行く　○午後二時半帰

三時大八安房退けより歸る十八日（迄中止と云ふ）

庭池に雪除を設く　○携本左内に而長十巳と（歸り過ぎ）

先見志識且古學問人を教導す

小鴨を古の鳴長海を相し山蒔　○夜經史讀む

寺時點燈

十七日雨　午前四十二度

今天津雨招魂社　諸國神社　大祭寺

行幸折兜發不天氣なり

午後四時より帰中より家政事務觀覽（す）

家難に庸吉来り森山も千坂共来り

後平田帰る三條公共子何事

相當出來 九分頃 [illegible] 此等て 寒氣 [illegible]

十八日 晴 寒

七時起 [illegible] 一反 [illegible] 一斤

見 [illegible] 來 何之儀 [illegible] 也 屋嶋 [illegible] あまり [illegible]

西郷夫人 [illegible] 快く 此の [illegible] 大 [illegible]

相 [illegible]

午後 勝 有 [illegible] 訪 [illegible] 之一部 [illegible] 徳川公之 [illegible]

す [illegible] 公 [illegible] 元氣 [illegible] 形勢 [illegible]

奇 [illegible] 取り 金 [illegible]

露國 [illegible] 南方（北上海） [illegible]

[illegible] 膠州灣 [illegible] 艦隊

---

之 [illegible] 昨年 [illegible] 金く

露 [illegible] 地 [illegible]（住）

論 [illegible] 雄

二羽 大山 [illegible] 青柳 [illegible]

六 [illegible] 大 [illegible]

花火 [illegible] 七 [illegible]

十九日 晴

午前 川村 [illegible]

[illegible]

[illegible] 社 [illegible] 大あり

[illegible] 書 [illegible] 廿七年 [illegible] 勝 [illegible]

當局大佐ニ面會ノ致シ方ナリ
午後上杉家ヨリ家従新田入来ニ付[illegible]
金十五圓ニ而[illegible]ニテ
大八當銀行ヨリ来入来金三百円借用ニ付施
證書持参[illegible]把何レモ[illegible]證跡ニ正貨
持参ノ事ニ而五百円ニ六月迄延期ス
[illegible]
劉両国来リ大八ノ用談致シ下女[illegible]上京
[illegible]通ノ筆談[illegible]
長政ノ[illegible]明日[illegible]
可二十[illegible]

---

廿九日晴
劉両国来リ大八買物ノ案内ニ外出
自分ハ買物ニ出ル久保[illegible]ヨリ竹川町[illegible]
寺[illegible]上野[illegible]公園山本[illegible]
日本橋[illegible]晩方帰宅
吉原[illegible]来[illegible]代三百円[illegible]
三百三十円[illegible]
上海[illegible]十四円ニ[illegible]
当所ニ[illegible]大八[illegible]
[illegible]
小野[illegible]

相辭　皇帝ニ謁シ篤ク意ヲ示ス大臣ト議シ此秘密ニ屬ス

今般寺島ニ付往来ヲ演ヘルモノ好機会ヲ逃サス長谷ヲ訪ヒ

帰路銀座ニ〇岩井家ヲ訪問シ夜ニ帰ル

廿一日　晴　　晩方五十余名

野ニ遊場

早朝機会ヲ得テ説ニ行ク路ニ三ノ池路ニ沿ヒ金沢

ニ出テ元気ヨク出発ニ十間ヲ越ス　みな人一同

牛鍋店ニ海苔ニ誘ハレ午前出発

大八車ニ伊勢参リ天照皇ノ神社ニ参詣日本武

帰ル時ニ高山ニ着シ手実地ヲ検ス

廿二日　日曜　雲少晴

至ノ初陰一線長鶴隠短景並霞微陽ヲ含ヘ

炉ニ落葉ヲ掃ヒ枯木ヲ焼テ暖ヲ取リ又家人ト茶ヲ飲

ミタリ　〇日本橋区軍人ノ慰労会ノ為メニ高嶋割烹即チ

午後四時ヨリ出席ス　上杉公ヨリ家紋組織

ノ人数凡ソ四百名ニ達ス来賓ハ総三位田

大臣手塚赤坂山縣大将野津中将平田目黒

長谷部ノ祝辞周旋最モ七人ノ辞謝シ晴ル

散会ス四時ナリ帰途宮村ニ寄ル者アリ帰ル

廿三日　晴　寒

瀬川浅之進朝鮮ヨリ帰国ス米国視察ニ赴ク

昔年愛山海ヲ臨ナガラ城ヲ眺メ来

夫婦より梅本國常に贈物金治之祝として金千疋指
遣す
出張所に出張二十八日に出才并贈つ手元へ旨
御来駕まより寒風に侵され本郷まて参
上將家に臥り乍ら出勤中
日本橋揚場に参り塩鮭壱包八本入を買
帰る両人共下女風邪引籠面
廿四日　晴
午前大山大臣に立寄御暇請に土産國鐵
同集ゐる陸海軍兼任總長まて誂え
上京に經理に午後砂より會集鐵道か談

黒田も出席するよし申出なり
茅場町より新橋銀一打屋乃御来まて昔日
町大野屋方に立寄り車にて後飯を喰し自宅へ戻
手伝し端郎下水見ず一円喜ぶ價に恵み禁
屋根乗除貸屋出来候見一円貰取来て茶菓
女公其昨日中村縫えし醤油二千俵土電
三十俵借久良十表代金二十表梅千五百許相
其費此回通日本橋揚場に参て鮭奥八本を求め又之
風邪を侵し帰宅○可六節鐵道にて帰宅
廿五日　晴
早朝より晴上京し芝港達道に相引揚除

而新造艦ヘ上陸之節雲林之写セル富士之畫
寔ニ一幅之果ヲ大観ナル時節之壮哉黒
田枢密院議長ヨリ馬車ニ而専使ヲ以テ我
ガ公使館ニ而面接ニ而正對面之上伯爵
筆之書ヲ贈セラレ候ニ付右之通

伊藤総理大臣殿
大山陸軍大臣殿
榎本農商務大臣殿
渡辺大蔵大臣殿
右各大臣方ヘ至急御名刺
御差出被下度

西郷海軍大臣殿
右旅行中ニ付同上
旅館ヨリ使ニ託シ朝鮮産海なまこを二ツ
并名物朝鮮漬一個ノ外ニ粕漬二ツ毛贈
くれり余ハ是ニ而御受申候
来ル十日二人ニ而渡辺大臣ヲ訪ヒ読
時而會席出テ候ニ付伊藤総理卿
次テ大山陸軍榎本農商務ヲ歴訪シ結構ニ
直ニ副総裁日本館ニ面會森有礼ニ午
郊外同氏大関前ニ有之前精宮舟山ノ屏風
一隻ヲ参り其余竹之和鶴之焼物奇

一觀ル所ハ

晩天黒田ニ到リ。索ラ種々饗應アリ あひる鴨か一

かミ焼ゟ美子ハ九十九里浜ニ鯛のさて浜潮煮

蒸焼子ハ鴨汁人参ニ甘煮ノ実ヲ目ら雉

索ハ手ヲ抜い最モ精妙ノ料理雉杉ニ焼大たこ

焼ムよきんとんニ煮染ヲ以テ菊正宗ニ飲酒を

酌ミ越後獅子ノ踊リヲ見セ二老子ハ楽

歌ニ合セ浦島ヲ謡リテ呉レ客人モ皆ノ古稀

壽宴ハ盛兇ト云テ頭巾羽織ケ自劔の

又ハ鴨家人ノ識盛ヲ云テ雉子ハ銀盃

子部一方部屋のゴヒヤホン二ツ雜煮の料理一壹を

帰ル也無程保性ヲ掛

既ニ帰リ伯曰ク日光大山ヨリ発電所経理ニ若木ハ

自分ヨリ一切知ラネドモ内藤ヲ尋ネテ

不言石滞ニ中ニ右深情ハ御厚盛謝致ス来筆

去セリ。古知三百円收納ス

廿六日

晴テ吉澤（ニ行ク）天神ノ像ヲ彫刻美装

一昨日見舞ニ来ル御娘ヲ

終日在宅不天氣雨アリ

經師屋来ル窓襖ノ切張リ。東久世ヨリ茂木

廿七日晴　晩雨夜雷

経師屋来増も鉄筆ノ寫経の代表る居二冊もらひ

為浚に外出張桂木坂深川本芭蕉雪隠付替

さらす〇菊池三九郎来り石州文章十一篇持来

取込みお筆遣ひ交世に右事を乞ふ

大八留守の所ゟ目黒まで行く勘定出

目黒へ参来〇おやす斯買に出つゝ高町も行く

物々大八瀬川ち送り青山花月ヲ料理を

命じ来る

本所横川中村より薪炭を届来　三拾二両二分程掛

内訳四十も駄賃（二十四も炭　十四も薪）

枕寄鳴浮穂長く且大きく〇梅が枝寿庵丸

とよみ　やすら脇月涛みなを

---

二十八日好晴如春

上段を掃除し額を外し塵埃を掃ひ

床の間福禄寿の画幅を掛けて

祝花磯の松を活け〇林龍が梅子を祝ふ

午後四時花月より料理来

小林伴輔祝殺を迎へ祝賀来人も

吐才先長谷川寿助祝花おくりし　壽一來

齋藤信造一目黒忠利来助古物久米

主人大八可節来伴にて往診に出る

廿九日　晴寒

源助来リ門松を飾リ又来リ國旗ノ棹を

截りかへ繕リ去ル

目賀者河本ト鏡明来リテ萬代ヲ壽キ来家

留ら待く。おかや昨日ヨリ家事ニて疲労

半日不擧頭

午後風呂ヲ立テ入浴

三十日　快晴

午前十時頃宮内省に参り
両陛下は歳末之御祝儀申上ぐ
帰路鳥屋榛原に於て紙類鶏鴨及家
鴨を買ひ銀座にて洋服地并に品々求め又靴具
を命じ日吉町にて理髪致す
帰宅後会計之世話を致し金弐百五拾円を家
妻に渡し諸払を命す
黒田伯に年中世話之為鴨一雙及酒入り
贈る一羽分金四円三十銭にて求め持参す

毎日之新聞紙も読む常に然り本日貴族
院之去廿四日開議に発す大山発言に
て選挙紙の根本農商務次官大蔵之
賛成歳能他大臣より政府反対者へ賛成
有無如何と質問之大山より問ひ発議せり
大山より之を通し黒田明見無しと申せし又
伊藤侯理黒田子向ひ大丈夫気楽甚なしと
汝も中等貴族之本人を国家主義にて成見
於ても之政党風之形議を為さんとせし
断言す依り以て学者人十名と政務総理

ハ此中ニテ西南賊ノ米識モ五人ニ至ル歳内ニ加ヘ加ニ
留守中ニ大損ヲ成シ後判然ニ行ハ不成
其内ニ総督府ノ證書ヲ握ラザレバ内モ安心難
歳ニ至リ西郷ハ海軍ヲ去リ彼ノ指揮節ラ論ゼ
雨天ノ日（廿六日欤）西郷ハ誘ヒ以テ本人自ラ上ニ立ツモノキ
亦是ヲ非難成シニモ頭ナク
前ノ方面モ見ル所ノ事モ今ノ黒田陸軍ノ真
心ヲ周旋シテ謂ク上好気運ヲ成ス事ト
実ニ感佩ニ不堪
相成候ニ付對鉢秋ハ於テ藏ニ名ノ哉　一両日ニ來ル

今晩ハ友ノ小夫婦院ニ望人ハ七十人（程なく）
其内大臣ハ壱人其他ハ高等官ニテ其他五人
節限ニ中ニ加名ヲ七通常不可達青天
子ヲ樹子タ物名如キニ難件ヲ為シ之モ黒田
大山ノ大物力アル人ヲ務外モ出シテ第一の
僥倖ニ徒労ニ属シ果ヲ此ノ大縄
中村印世ゾ讃ヘ一種異の冊識モ天地ニ
貫徹ナリ言語ニ於テ此故ニ一身不可言議

三十一日　晴
早起勤學後掃除計且早朝登朝ス

是まて児雅事右御勤之折り
殊ニ多き長政勤ニ三十年之報效 金参百圓拝賜
同日最老聴ニ而
大八ゝ上杉之蔵番ニ贈一振鏡八 折本より
齋藤信一ニ就職之時分ゟ世話ニ成為め金弐
圓ゝ（上棟付方）
呉作ゟ嘉代十番先生ゟ見舞金五円 村前ゟ千疋
林龍卯ゟ嘉代十円菓子折 礼拾円
河本ゟ同菜代 九円 鶏卵一折
高橋静絶ゟ 礼 五拾円 橋本綱吉ゟ 千疋

---

越後屋三井ゟ縮緬品代二十五円
同店ゟ呉服物十九円
深屋羽織ぺこキ帯代六円三十銭 十二月二十五日
梅林ゟ 七円
櫛具一組 五円七十銭 十月廿五日 新宿四谷より
櫛具傍緒儀一組 六円
櫛具（モウ九）織蒔圓五様宗之入 八円 十月十五日 上總屋より
櫛具一ツ 三円九十銭 新宿四谷より
蒲とん一ツ 二円
櫛具（モウ力）織 四円廿八銭 以上櫛具代六口ニテ金弐拾九円八拾八銭

得意謀成　失意時